

第五回國會 商工委員會 會議錄 第十号

昭和二十四年五月七日(土曜日)午前十一時九分開議

出席委員

委員長代理理事 神田 博君
理事 澁谷雄太郎君 理事 村上 勇君
理事 今澄 勇君 理事 川上 實一君
理事 永井 要造君
阿左美廣治君 岩川 與助君
江田斗米吉君 門脇勝太郎君
小金 義照君 高木吉之助君
福田 一君 森下 孝君
水谷長三郎君 柳原 三郎君
齋藤 克巳君 河野 金昇君
中村 寅太郎君

出席國務大臣

農林大臣 稻垣平太郎君

出席政府委員

(經濟安定本部) 增岡 尚士君
(總務省) 有田 二郎君
(農務省) 山本 高行君
(機械局長) 武内 征平君
(商工事務官) 長谷川輝彦君
(中小企業局長) 小笠 公昭君
(振興局長) 山地 八郎君
(石炭局長) 田口 良明君
(生產業局長) 井上 春成君
(工業技術局長) 橫山 不學君
(標準部長) 橫山 不學君
(商工技官)

委員外の出席者

総理事務官 村田 茂君
商工事務官 曾根 文二君
商工事務官 眞瀬 一君
專門員 越田 清七君
專門員 谷崎 明君
專門員 大石 主計君

五月二日
臨時缺く資源回收法案(内閣提出
第一七二号)
同月六日
工業標準化法案(内閣提出第一八一
号)(予)
四月三十日
常盤茨城炭田自立に関する請願(山
崎猛君紹介)(第七一〇号)
絹、人絹織物統制撤廃の請願(阿左
美廣治君外五名紹介)(第七二〇号)
經濟九原則の実施に伴う中小企業対
策に関する請願(阿左美廣治君外五
名紹介)(第七二一号)
絹織物の統制撤廃に関する請願(星
島二郎君外一名紹介)(第七四九号)
五月四日
稚内町勇知地内電化の請願(松本六
太郎君紹介)(第八五四号)
農民の自給生産する纖維製品に対す
る統制法規適用緩和に関する請願
(八木一郎君紹介)(第八五五号)
島根縣下開拓地電化に関する請願
(木村榮君紹介)(第九二七号)
燃料綜合國策樹立に関する請願(渡
邊良夫君紹介)(第九八三号)
同月六日

衣料切符制度改善に関する請願(林
好次君外一名紹介)(第一〇三三号)
自家発電に対する國家補償制度確立
に関する請願(福田昌子君紹介)
(第一〇八八号)
勝田町の日立製作所水戸工場等救済
に関する請願(池田峯雄君紹介)
(第一〇五三三号)
復元又は新規の無登録織機設置許可
に関する請願(江崎眞澄君紹介)
(第一〇九二二号)
工業技術廳強化に関する請願(福井
勇君外一名紹介)(第一一〇二二号)
中小企業協同組合法案に関する請願
(清藤唯七君紹介)(第一一〇三三号)
炭鉱向機械の賣却金処置に関する請願
(神田博君紹介)(第一一二六号)
復元又は新規の毛織機設置許可の請願
(田島ひで君外一名紹介)(第一
一二二二二号)
南富良野村宇北落合に発電所設置の
請願(佐々木秀世君紹介)(第一一
五八八号)
南富良野村宇北落合に發電所設置の
請願(佐々木秀世君紹介)
(第一一六二二二号)
硫安増産用電力確保に関する請願
(神田博君紹介)(第一二六三三号)
勝田町の日立製作所水戸工場等救済
に関する請願(石野久男君紹介)(第
一二七四四号)
乳幼児用古着輸入の請願(中曾根康
弘君紹介)(第一二八四四号)
東北地方送電幹線強化に関する請願

(池田正之輔君外一名紹介)(第一一
八六六号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會の件
欽山保安法案(内閣提出第一三八号)
中小企業等協同組合法案(内閣提出
第一四五五号)
中小企業等協同組合法案(内閣提出
第一四四二二号)
臨時缺く資源回收法案(内閣提出
第一七二二二号)
工業標準化法案(内閣提出第一八一
号)(予)
石炭に関する件

○神田委員長代理 これより商工委員
會を開きます。

本日は委員長におさしかえがあり
ますので、私が委員長の職務を行いま
す。まず諸般の御報告をいたします。
内閣提出の臨時缺く資源回收法案及
び工業標準化法案が去る二日、去る六
日にそれぞれ本委員会に付託をせられ
ました。前者は本付託で後者は予備審
査のための付託であります。
なお本委員会において審査中の欽山
保安法案につきましては労働委員會よ
り、中小企業等協同組合法案、同施行
法案につきましては大藏委員會より、
それら連合審査會を開くことについ
て正式に申出がありました。以上御報
告いたしましたおきます。

中小企業等協同組合法案及び中小企業等
協同組合法施行法案を一括議題とし、
提案理由の説明を求めます。商工務
次官有田二郎君。

中小企業等協同組合法案

中小企業等協同組合法

目次

- 第一章 総則
- 第一節 総則(第一條―第九條)
- 第二節 組合員(第十條―第二十三條)
- 第三節 設立(第二十四條―第三十二條)
- 第四節 管理(第三十三條―第六十一條)
- 第五節 解散及び清算(第六十二條―第六十九條)
- 第二章 事業協同組合(第七十條―第七十五條)
- 第三章 保險協同組合(第七十六條―第七十七條)
- 第四章 信用協同組合(第七十八條)
- 第五章 協同組合連合會(第七十九條)
- 第六章 企業組合(第八十條―第八十四條)
- 第七章 登記(第八十五條―第一百五條)
- 第八章 雜則(第一百六條―第一百十三條)
- 第九章 罰則(第一百四條―第一百十八條)
- 附則
- 第一章 總則

第一節 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(種類)

第二條 中小企業等協同組合（以下本章及び第七章から第九章までにおいて「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 保険協同組合
- 三 信用協同組合
- 四 協同組合連合会
- 五 企業組合

(人格及び住所)

第三條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所のある所在地にあるものとする。

(基準及び原則)

第四條 組合は、この法律に別段の定めのある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員（以下本章及び第七章から第九章までにおいて「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分金に應じてするものとし、出資額に應じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(名称)

第五條 組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。

- 一 事業協同組合にあつては、協同組合
- 二 保険協同組合にあつては、保険協同組合
- 三 信用協同組合にあつては、信用協同組合
- 四 協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、保険協同組合又は信用協同組合のうちの一を冠する連合会
- 五 企業組合にあつては、企業組合

2 この法律によつて設立された組合又は他の特別の法律によつて設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、前項に掲げる文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法明治三十二年法律第四十八号（商号）第九條から第二十二條まで（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第六條 左の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、保険協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者（企業組合を含む、企業組合以外の組合を除く。）の常時使用する従業員の数が百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二十人）をこえないもの

二 前号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

2 事業協同組合、保険協同組合又は信用協同組合であつて、常時使用する従業員の数が前項第一号に掲げる数に達する事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四條第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

3 前項に掲げる組合は、常時使用する従業員の数が第一項第一号に掲げる数に達する事業者が組合員に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する従業員の数が同項同号に掲げる数に達することとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

（組合員の資格）

第七條 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送

業、サービス業その他の事業を行う前項第一号又は第二号に掲げる小規模の事業者で定款で定めるものとする。

2 保険協同組合又は信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前項第一号若しくは第二号に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤務に従事する者で定款で定めるものとする。

3 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定める者とする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合（企業組合を除く。）

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基いて設立された協同組合

4 企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

(登記)

第八條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(免稅)

第九條 組合の所得のうち、組合事業の利用分金に應じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

第二節 組合員

(出資)

第十條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。但し、組合員の数が三人以下の場合には、この限りでない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第十一條 組合員は、各一箇の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合にはその組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二人以上の組合員を代理することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第十二條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

ついて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第十三条 組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引出資口数に應ずる金額の拂込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第十六条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第十七条 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡す

ことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第十八条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第十九条 組合員は、左の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

四 第九百九条から第一百一十一条の規定による公正取引委員会の審決

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を與えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

除名は、除名した組合員にその

旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の拂戻)

第二十条 組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の拂込を請求することができる。

(時効)

第二十一条 前條第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(拂戻の停止)

第二十二条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の拂戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十三条 組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

第三節 設立

(發起人)

第二十四条 事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合又は企業組

合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の組合が發起人となることを要する。

(設立準備会)

第二十五条 發起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作るとともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

(定款作成委員)

第二十六条 設立準備会においては、前條の目論見書に基き組合員たる資格を有する者が出席し、その中から定款作成委員を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合又は企業組合にあつては四人以上、協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、第一項の規定により出席した者の過半数の同意をもつて決する。

(創立総会)

第二十七条 定款作成委員が定款を作成したときは、發起人は、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに發起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十一条、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十三條」と読み替へるものとする。

(理事への事務引継)

第二十八条 發起人は、創立総会終了後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資の第一回の拂込)

第二十九条 理事は、前條の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

2 前項の第一回の拂込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後に行ふことを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険協同組合若しくは信用協同組合又は第七十九條第一項第一号若しくは第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前條の規定により引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の拂込をさせなければならない。

(成立の時期)
第三十條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(届出)
第三十一條 組合は、成立の日から二週間以内に行政廳に定款及び役員名簿を添えてその旨を届け出なければならない。定款又は役員名簿の記載事項に変更を生じたときも同様である。

(商法の準用)
第三十二條 組合の設立については、商法第四百二十八條(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

第四節 管理

(定款)
第三十三條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区

四 事務所の所在地
五 組合員たる資格に関する規定
六 組合員の加入及び脱退に関する規定
七 出資一口の金額及びその拂込の時期及び方法
八 経費の分担に関する規定
九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十 準備金の額及びその積立の方法

十一 役員の定数及びその選挙に関する規定
十二 事業年度
十三 公告の方法
十四 組合の負担に帰すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額

2 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その價格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

3 組合の定款については、商法第六十七條(定款の認証)の規定を準用する。

(規約)
第三十四條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 總會又は總代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定
四 組合員に関する規定
五 その他必要な事項
(役員)
第三十五條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
3 役員は、總會において、組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會において、組合員にならうとする法人の業務を執行する役員のうちから選挙する。

4 役員は、選挙は、無記名投票によつて行ふ。
5 投票は、一人につき一票とする。
(役員の任期)
第三十六條 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
(役員の兼職禁止)
第三十七條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

2 組合員は、組合の事業と実質的に競争関係にある事業(組合員の資格として定款定められるものを除く。以下本條中同じ。)を行つとき、又は組合の事業と実質的に競争関係にある事業を行つ他の組合その他の法人を代表する地位にあるときは、その組合の役員となることができない。

(理事の自己契約等の禁止)
第三十八條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)
第三十九條 理事は、定款、規約及び總會の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数、拂込済金額及びその拂込の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)
第四十條 理事は、通常總會の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類

の閲覧を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の変更)
第四十一條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができる。その請求につき總會において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を總會の議に附し、且つ、總會の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならない。

5 第四項の場合については、第四十七條第二項及び第四十八條の規定を準用する。
(民法及び商法の準用)
第四十二條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第二項(取締役と会社の関係)、第二百六十六條(取締役の責任)、第二百六十七條(取締役に対する訴)及

び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事

出していなければならない。

第五十條 組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

二 組合の解散又は合併
三 組合員の除名
四 事業の全部の譲渡
（商法の準用）

しくは総代を選挙し、第六十四條第一項の規定に設立委員を選任し、又は第五十三條の事項について議決することができる。

年法律第八十九号）第五十五條（代表権の委任）及び商法第二百六十條から第二百六十二條まで（取締役の業務の執行及び会社代表）の規定を、監事については、商法第二百七十四條（報告を求め調査をなす権限）及び第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）の規定を準用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しななければならない。

第五十一條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 その他定款で定める事項
（総会の議事）

二 組合の解散又は合併
三 組合員の除名
四 事業の全部の譲渡
（商法の準用）

（出資一口の金額の減少）
第五十六條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

（取締役と監査役との連帯責任）の規定を準用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

第五十二條 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

二 組合の解散又は合併
三 組合員の除名
四 事業の全部の譲渡
（商法の準用）

（準備金及び繰越金）
第五十八條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

（顧問）
第四十三條 組合は、理事の過半数の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に關し助言を求めることができる。但し、顧問は、組合を代表することができない。

（総会の招集）
第四十六條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第五十三條 左の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一 定款の変更

（総代会）
第五十五條 組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

（参事及び会計主任）
第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

（総会招集の手続）
第四十九條 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

第五十四條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

（準備金及び繰越金）
第五十八條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社）の資本減少の無効の規定を準用する。

（参事及び会計主任）
第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

（参事及び会計主任）
第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

第五十六條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

（準備金及び繰越金）
第五十八條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社）の資本減少の無効の規定を準用する。

（参事及び会計主任）
第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

（参事及び会計主任）
第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

第五十六條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

（準備金及び繰越金）
第五十八條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社）の資本減少の無効の規定を準用する。

（参事及び会計主任）
第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

（参事及び会計主任）
第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

第五十六條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

（準備金及び繰越金）
第五十八條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社）の資本減少の無効の規定を準用する。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第七十條第一項第四号又は第七十九條第一項第六号の事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(剰余金の配当)

第五十九條 組合は、損失をてん補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は拂込出資額に應じてしなければならない。

3 拂込出資額に應じてする剰余金の配当の率は、年六分をこえてはならない。

第六十條 組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることとができる。

(組合の持分取得の禁止)

第六十二條 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五節 解散及び清算

(解散の事由)

第六十二條 組合は、左の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 又は解散事由の発生

六 解散を命ずる裁判

2 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政廳に届け出なければならない。

(合併等の手続)

第六十三條 組合が合併し、又はその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併又は事業の全部に譲渡については、第五十六條及び第五十七條の規定を準用する。

第六十四條 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三條の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第六十五條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所

の所在地において、第九十一條に規定する登記をすることによつて

その効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行い事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第六十六條 組合の合併については、商法第四條から第十一條まで(合名会社の合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(信用協同組合等の事業の全部の譲渡)

第六十七條 信用協同組合又は第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告をしたときは、同項の組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

(清算人)

第六十八條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第六十九條 組合の解散及び清算に

つては、商法第十六條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十八條、第二百二十九條、第三百一十一條、第四百十七條、第四百十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第三百三十七條から第三百三十八條まで及び第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第三十八條から第四十條まで、第四十六條から第四十八條まで並びに商法第二百四十七條(決議の取消)、第二百五十四條第二項(取締役と会社との關係)、第二百六十六條(取締役の責任)、第二百六十七條(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條ニ於テ準用スル同法第四十條第二項」と読み替へるものとする。

第二章 事業協同組合

(事業)

第七十條 事業協同組合(以下本章において「組合」という)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販賣、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に關する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸

付(手形の割引を含む)及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に關する施設

四 組合員の事業に關する経営及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に關する施設

五 組合員の經濟的地位の改善のためにする團體協約の締結

六 前各号の事業に附帶する事業

2 組合、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができ。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の總額は、その事業年度における組合員の利用分量の總額の百分の二十をこえてはならない。

3 組合は、定款で定める金融機關に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機關の委任を受けてその債権を取り立てることがとができる。

4 第一項第五号の團體協約は、あらかじめ總會の承認を得て、同項同号の團體協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第五号の團體協約は、直接に組合員に對してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約でその内容が第一項第五号の團體協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、その規程によつて、契約したものとみなす。

(倉荷証券の発行)

第七十一條 保管事業を行う組合は、運輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならぬ。

3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七條第二項(預証券の規定の準用)及び第六百二十八條(倉荷証券による質入)の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第四條(許可の附款)、第八條から第十條まで(監督)及び第十二條(職權の委任)の規定を準用する。

第七十二條 前條第一項の許可を受けた組合の作成する倉荷証券には、その組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならぬ。

第七十三條 組合が、倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第七十四條 組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで(寄託者又は証券の所持人

の権利及び倉庫営業者の責任)の規定を準用する。

(商品券の発行)

第七十五條 組合は、法令の定めるところにより、組合又は組合員の取扱品について商品券を発行することができる。

2 組合が商品券を発行したときは、組合又は組合員は、これに対してその取扱品の引換の義務を負い、その引換をすることができないとき、又はその引換を停止したときは、商品券の所有者に対して、券面に表示した金額を限度として、弁済の責を負う。

第三章 保険協同組合

(事業)

第七十六條 保険協同組合は、組合員が不慮の事故によつて受けることのある損害(人の生命又は身体に関する事故による損害を除く)をてん補するための保険事業を行うものとする。

2 保険協同組合については、第七十條第二項の規定を準用する。

第七十七條 前條に定めるものの外、保険協同組合の行う保険事業に関しては、別に法律で定める。

第四章 信用協同組合

(事業)

第七十八條 信用協同組合は、左の事業を行うものとする。

- 一 組合員に対する資金の貸付
- 二 組合員のためにする手形の割引
- 三 組合員の預金又は定期積金の受入
- 四 前各号の事業に附帯する事業
- 五 信用協同組合は、前項の事業の

外、左の事業をあわせ行うことができる。

一 金融機関の業務の代理

二 前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生じる債務の保証

三 組合員に対する有價証券の貸付

四 組合員以外の者の預金又は定期積金の受入

五 前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付

第五章 協同組合連合会

(事業)

第七十九條 協同組合連合会(以下本章において「連合会」という)は、左の事業の一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所屬員」という)の預金又は定期積金の受入

二 所屬員に対する資金の貸付(手形の割引を含む)及び所屬員のためにするその借入

三 所屬員が不慮の事故によつて受けることのある損害(人の生命又は身体に関する事故による損害を除く)をてん補するための保険事業

四 生産、加工、販賣、購買、保管、運送、検査その他所屬員の事業に関する共同施設

五 所屬員の福利厚生に関する施設

六 所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業

七 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

八 前各号の事業に附帯する事業

2 前号第一号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業の外、他の事業を行うことができる。

3 第一項第三号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、同項同号の事業及びこれに附帯する事業の外、他の事業を行うことができる。

4 その地区が別表の地区をこえる連合会は、第一項第四号の事業を行うことができる。

5 連合会(第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く)については、第七十條第二項から第六項まで及び第七十一條から第七十五條までの規定を準用する。

6 第一項第一号の事業を行う連合会については、第七十八條第二項の規定を準用する。

7 第二項第三号の事業については、第七十七條の規定を準用する。

第六章 企業組合

(事業)

第八十條 企業組合(以下本章において「組合」という)は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。

(組合の事業と組合員との関係)

第八十一條 組合員の三分の二以上は、組合の行う事業に従事しなければならない。

2 組合の行う事業に従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならない。

3 組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、組合は、総会の議決により、これをもつて組合のためにしたものとみなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知った時から二箇月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様である。

(出資)

第八十二條 組合の総出資口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員によつて保有されなければならない。

(組合員の所得に対する課税)

第八十三條 組合員の組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、組合が組合員以外の者で組合の行う事業に従事する者に対して支拂う給料、賃金、費用弁償、賞與及び退職給與並びにこれらの性質を有する給與と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、給與所得又は退職所得とする。

(適用除外)

第八十四條 企業組合については、第十二條、第十三條、第三十三條、第三十七條及び第八号、第五十一條第四号並びに第五十五條の

規定は、適用しない。

2 第五十九條第二項及び第三項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において拂出資額に應じてし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に應じてしなればならない。

第七章 登記

(設立の登記)

第八十五條 組合は、第二十九條の規定による出資の拂込があつた日から二週間以内、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならぬ。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならぬ。但し、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び

拂出資総額

六 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

七 役員の名及び住所

八 組合を代表しない理事があるときは、組合を代表すべき者の

氏名

九 数人の理事が共同し、又は理事が参事と共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その

規定

十 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二

週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならぬ。

(従たる事務所の新設の登記)

第八十六條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所

の所在地においては二週間以内

に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地

においては三週間以内に、前條第二

項の事項を登記し、他の従たる

事務所の所在地においては同期間

内に、その従たる事務所を設けた

ことを登記しなければならぬ。

2 主たる事務所又は従たる事務所

の所在地を管轄する登記所の管轄

区域内において、新たに従たる事

務所を設けたときは、その従たる

事務所を設けたことを登記すれば

よい。

(事務所の移轉の登記)

第八十七條 組合が主たる事務所を

移轉したときは、旧所在地におい

ては二週間以内に移轉の登記を

し、新所在地においては三週間以

内に第八十五條第二項の事項を登

記し、従たる事務所を移轉したと

きは、旧所在地においては三週間

以内に移轉の登記をし、新所在地

においては四週間以内に同項の事

項を登記しなければならぬ。

2 同一の登記所の管轄区域内にお

いて主たる事務所又は従たる事務

所を移轉したときは、その移轉の

登記をすればよい。

(変更の登記)

第八十八條 第八十五條第二項の事

項中に変更を生じたときは、主た

る事務所の所在地においては二週

間以内に、従たる事務所の所在地において、三週間以内に變更の登記をしなければならぬ。

(清算人の登記)

2 第八十五條第二項第五号の事項

中出資の総口数及び拂出資総額

の變更の登記は、前項の規定に

にかかわらず、毎事業年度末日現在

により、事業年度終了後、主たる

事務所の所在地においては四週間

以内に、従たる事務所の所在地に

おいては五週間以内にすればよ

い。

(参事の登記)

第八十九條 組合が参事を選任した

ときは、二週間以内に、これを置

いた事務所の所在地において、参

事の名及び住所、参事を置いた

事務所並びに数人の参事が共同し

て代理権を行うべきことを定めた

ときはその旨を登記しなければな

らない。その登記した事項の變更

及び参事の代理権の消滅について

も同様である。

(解散の登記)

第九十條 組合が解散したときは、

合併及び破産の場合を除いて、主

たる事務所の所在地においては二

週間以内に、従たる事務所の所在

地においては三週間以内に解散の

登記をしなければならぬ。

(合併の登記)

第九十一條 組合が合併するとき

は、合併に必要な行爲を終つてか

ら、主たる事務所の所在地におい

ては二週間以内に、従たる事務所

の所在地においては三週間以内に

に、合併後存続する組合について

は變更の登記、合併によつて消滅

する組合については解散の登記、

合併によつて成立する組合について第八十五條第二項に規定する登記をしなければならぬ。

(清算人の登記)

第九十二條 清算人は、その就職の

日から、主たる事務所の所在地に

おいては二週間以内に、従たる事

務所の所在地においては三週間以

内に清算人の氏名及び住所を登記

しなければならぬ。

2 前項の規定により登記した事項

の變更の登記については、第八十

八條第一項の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第九十三條 組合の清算が終了した

ときは、清算終了の日から、主た

る事務所の所在地においては二週

間以内に、従たる事務所の所在地

においては三週間以内に清算終了

の登記をしなければならぬ。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十四條 組合の登記について

は、その事務所の所在地を管轄す

る司法事務局又はその出張所を管

轄登記所とする。

2 各登記所に、事業協同組合登記

簿、保險協同組合登記簿、信用協

同組合登記簿、中小企業等協同組

合連合会登記簿及び企業組合登記

簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十五條 組合の設立の登記は、

役員の名の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定

款、役員たることを証する書面並

びに出資の総口数及び第二十九條

の規定による出資の拂込があつた

ことを証する書面を添附しなけれ

ばならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十三條第二項において準用する第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに對し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならぬ。

(事務所の新設、移轉及び變更の登記の申請)

第九十六條 第八十五條第三項の規

定による登記は、理事の申請によ

つてする。

(事務所の新設、移轉及び變更の

登記の申請)

第九十七條 組合の事務所の新設又

は事務所の移轉その他第八十五條

第二項の事項の變更の登記は、理

事又は清算人の申請によつてす

る。

2 前項の登記の申請書には、事務

所の新設又は登記事項の變更を証

する書面を添附しなければならぬ

い。

3 出資一口の金額の減少又は組合

の合併による變更の登記の申請書

には、前項の書面の外、第五十六

條第二項(第六十三條第二項にお

いて準用する場合を含む。)の規定

による公告及び催告をしたとき、

若し異議を述べた債権者がある

ときは、これに對し、弁済し、若

しくは担保を供し、又は財産を信

託したことを証する書面を添附し

なければならぬ。

(参事の登記の申請)

第九十八條 参事の選任、第八十九

條の規定により登記した事項の變

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

更及び参事の代理権の消滅の登記

は、理事の申請によつてする。

2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第九十九條 第九十條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 組合の解散を命ずる裁判が確定した場合については、非訟事件手続法第三十五條及び第九十三條第三項(裁判による会社の解散の登記)の規定を準用する。

第百條 第九十一條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合の理事の申請によつてする。

2 前項の場合については、第九十五條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)

第百一條 第九十二條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第九十二條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第百二條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第六十九條において準用する商法第四百二十七條第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(設立無効等の登記の手続)

第百三條 組合の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第三十五ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第百四條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なく公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第五條 組合の登記については、非訟事件手続法第四十一條から第四十五條ノ六まで及び第五十四條から第五十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

第八章 雜則

(不服の申出)

第百六條 組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政廳に申し出るることができる。

2 前項の申出があつたときは、行政廳は、組合に対して、その業務

又は会計に関し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

3 組合が、前項の規定による報告書を提出しないときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(検査の請求)

第百七條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、行政廳にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(行政廳の指示)

第百八條 行政廳は、第百六條第二項の規定による調査又は同條第三項若しくは前條第二項の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、組合に対し、期間を定めて適当な措置を採るべき旨を指示することができる。

2 前項の規定による指示があつたときは、組合は、遅滞なく總會を開き、その指示に係る措置を実施するため必要な事項を議決しなければならない。

(排除措置)

第百九條 公正取引委員會は、組合の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が五十人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないとき、この法律

の目的を達成するために、第百十條に規定する手続に従ひ、その事業者を組合から脱退させることができる。

第百十條 前條の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條まで(公正取引委員會の権限)、第四十五條から第六十一條まで、第六十四條、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條(事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続)、第七十五條、第七十六條(雜則)、第七十七條から第八十三條まで及び第八十八條(訴訟)の規定を準用する。

(東京高等裁判所の管轄權)

第百十一條 前條の規定による公正取引委員會の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体を取り扱うものとする。

(商法の準用)

第百十二條 組合については、商法第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條(裁判による会社の解散)並びに非訟事件手続法第二百六十六條第一項、第二百三十四條から第二百三十四條ノ三まで、第三百三十五條ノ二から第三百三十五條ノ五まで(裁判による会社の解散)の規定を準用する。

(所管行政廳)

第百十三條 この法律中「行政廳」とあるのは、第六十五條第二項の

場合を除いては、大蔵大臣は運輸大臣の所管する事業を行う組合及びこれらの事業以外の事業を行う組合で都道府縣の区域をこえる区域を地区とする組合(企業組合を除く)については組合の行う事業の所管大臣、その他の組合については都道府縣知事とする。

2 主務大臣は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長又は都道府縣知事に委任することができる。

第九章 罰則

第百十四條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には適用しない。

第百十五條 組合が第六條第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十六條 第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくはこの法

律第六條第三項若しくは第七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第百十七條 左の場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第十四條の規定に違反したとき。

四 第十九條第二項、第四十一條第四項又は第四十五條第四項の規定に違反したとき。

五 第二十七條第六項又は第五十四條において準用する商法第二百四十四條若しくは第六十九條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して総会の議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一條又は第六十二條第二項の規定に違反したとき。

七 第三十七條の規定に違反したとき。

八 第三十九條又は第四十條（以上の各規定を第六十九條におい

て準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第四十二條において準用する商法第二百七十四條又は第六十九條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第四十六條、第四十七條第二項又は第四十八條の規定に違反したとき。

十一 第五十六條第二項（第六十三條第二項において準用する場合を含む。）又は第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二 第五十六條若しくは第五十七條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十三條第二項において準用する第五十六條若しくは第五十七條第二項の規定に違反して組合の合併若しくは事業の全部の譲渡をしたとき。

十三 第五十八條、第五十九條又は第八十四條第二項の規定に違反したとき。

十四 第六十一條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十五 第六十九條において準用する商法第三百十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六 第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第六十九條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八 第七十條第二項（第七十六條第二項及び第七十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第七十九條第二項から第四

別表

反して組合の財産を分配したとき。

第十六 第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

第十七 第六十九條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八 第七十條第二項（第七十六條第二項及び第七十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第七十九條第二項から第四

項までの規定に違反したとき。

第百十八條 第百十條において私的独占禁止法第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して一箇月を経過した日とする。但し、この法律中協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後八箇月を経過した日から施行する。

連合会の種類	地区
酒類の製造又は販賣の事業を行う協同組合連合会	財務局の管轄区域
葉たばこの耕作若しくは製造たばこの販賣又は塩の製造若しくは販賣の事業を行う協同組合連合会	たばこ専賣法（昭和二十四年法律第七十九條第二項の規定により大蔵大臣が財務局長の職務を執行者として指定する日本専賣公社の役員又は職員）の管轄区域
陸上運送業、小運送業、鉄道及び軌道の用に供する機械器具に関する事業その他陸上運送に関する事業を行う協同組合連合会	陸運局の管轄区域
水上運送業及び港湾運送業その他海運に関する事業を行う協同組合連合会	海運局の管轄区域
その他の協同組合連合会	通商産業局の管轄区域

中小企業等協同組合法施行法案
中小企業等協同組合法施行法
（商工協同組合法等の廃止）
第一條 左に掲げる法律は、廃止する。

商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）

林業会法（昭和二十一年法律第三十五号）
市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）
（蚕糸業法の改正）
第二條 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一條から第二十八條までを次のように改める。
第二十一條乃至第二十八條 削除
第二十九條第一項及び第三十條第一項第二号中「及統制」を削る。
第三十條第二項及び第三十一條第二項を削る。
第三十七條及び第三十八條を次のように改める。
第三十七條及第三十八條 削除
第四十條第一項、第四十一條及び第四十二條中「蚕糸協同組合又ハ」を削る。
第四十三條中「蚕糸協同組合及」を削る。
第四十四條中「蚕糸協同組合」を削る。
第四十五條中「、第二十條若ハ第三十七條」を「若ハ第二十條」に改める。
第五十條中「蚕糸協同組合又ハ」及び「蚕糸協同組合若ハ」を削る。
（現存する商工協同組合等）
第三條 この法律施行の際現に存する商工協同組合及び商工協同組合中央会、林業会及び林産組合、市街地信用組合、蚕糸協同組合並びに塩業組合及び塩業組合連合会（以下「旧組合」と総称する。）については、第一條に掲げる法律、改正前の蚕糸業並びに塩專賣法（昭和二十四年法律第 号）附則第十五項の規定によりなお効力を有する旧塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）（以下「旧法」と総称する。）は、この法律施行後でも、

なおその効力を有する。

2 旧組合であつて、この法律施行の日から起算して八箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

3 裁判所は、公益上必要があると認めるときは、利害関係人又は行政廳の申立により、旧組合に対し、解散を命ずることができ、この場合は、その旧組合は、その命令によつて解散する。

（中小企業等協同組合への組織変更）

第四條 旧組合は、總會の議決を経て、前條第二項の期間内に中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第 号。以下「新法」という。）による中小企業等協同組合になることができる。この場合において、その旧組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による旧組合の定款の変更は、旧法の規定にかかわらず、行政廳の認可を受けることを要しない。

3 第一項の場合において、旧組合の役員は、第六條の規定による役員の変更があるまで、組合の役員として、引き続きその職にあるものとする。

第五條 前條第一項の規定による中小企業等協同組合への組織変更は、第三條第二項の期間内に、主たる事務所所在地において、新法第八十五條第二項の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

2 前項の登記については、新法第八十五條第三項、第九十四條第一項、第九十五條第一項及び第二項並びに第九十六條の規定を準用する。

3 第一項の登記の申請書には、その旧組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その旧組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

4 旧組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その旧組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

6 前項の通知があつた場合については、第四項の規定を準用する。

7 第四項（前項において準用する場合を含む。）の手續をしたときは、登記官吏は、その旧組合の従たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

8 前項の通知があつた場合については、第四項の規定を準用する。

り、旧組合が中小企業等協同組合になつたときは、その旧組合の組合員のうち中小企業等協同組合の組合員たる資格を有しない者は、中小企業等協同組合への組織変更が効力を生じた時に、旧組合を脱退したものとみなす。

2 第四條第一項の場合において、旧組合の従前の組合員の持分の上に存した質権は、その組合員が中小企業等協同組合の組合員となつたときは、その者の有すべき新法第二十條第一項の規定による拂戻請求権、第五十九條又は第八十四條第二項の規定による配当請求権及び組合が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。

3 第四條第一項の場合において中小企業等協同組合が従前旧組合として行つていた事業の範圍を縮小したときは、その縮小した事業の残務を処理するために必要な行為は、新法の規定にかかわらず行ふことができる。

第八條 林業会については、前四條の規定を適用しない。

第九條 塩業組合が第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつた場合において、その塩業組合が保証責任の組合であつたときは、塩業組合の組合員で中小企業等協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた塩業組合の債務については、旧塩業法第十七條ノ八第三項但書の規定による責任を免れることができる。

2 前項の責任は、第四條第一項の規定による組織変更の後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

（貸付の繼續）

第十條 市街地信用組合が第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつたときは、その中小企業等協同組合は、新法第七十八條又は第七十九條の規定にかかわらず、その市街地信用組合の組合員で組織変更の時に組合を脱退したものに對し、組織変更の際に存した貸付を繼續することができ、（協同組合連合会による財産承継）

第十一條 第三條第二項の規定により解散した旧組合（以下「解散組合」という。）の組合員たる旧組合であつて第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつたものが會員となつて協同組合連合会は、解散組合に對し、財産の分割に關する協議を求めることができる。

2 前項の場合において相当の期間内に協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、行政廳は、当事者双方の申請により、その裁定をすることができ、この場合において、裁定があつたときは、前項の協議が整つたものとみなす。

3 前項の裁定の取消又は変更を求める訴は、裁定のあつたことを知つた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

4 第一項の協議又は第二項の裁定の定めるところにより財産の帰属があつたときは、協同組合連合会

の會員は、その財産の帰属の時に、その者が解散組合において有していた持分の額の割合に應じてその財産の價額を分割して得た額に相當する額の持分を取得したものととし、その全部又は一部を協同組合連合会の出資に引き当てることのできる。この場合は、その者は、その財産の帰属の時に、解散組合を脱退し、且つ、解散組合からその持分の拂戻を受けたものとみなす。

5 第一項の協議又は第二項の裁定の定めるところにより協同組合連合会に帰属する財産の額の解散組合の財産の總額に對する割合は、解散組合の組合員の持分の總額のうち解散組合の組合員でその協同組合連合会の會員たるものの持分の總額の占める割合をこえてはならない。

6 前二項の相定の適用については、持分の額は、第一項の協議が整つた時又は第二項の裁定があつた時以前でこれに最も近い時において、その解散組合の定款の定めるところにより算定された持分の額による。

（中小企業等協同組合による財産承継）

第十二條 旧組合の組合員たる者の一部を組合員とする中小企業等協同組合は、その旧組合に對し、財産の分割に關する協議を求めることができる。この場合については、前條の規定を準用する。

（農業協同組合への組織変更）

第十三條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二號）による

農業協同組合又は農業協同組合連合会の組合員又は会員たる資格を有する者を組合員とする林産組合又は蚕糸協同組合は、総会の議決を経て、第三條第二項の期間内に、農業協同組合又は農業協同組合連合会になることができる。この場合において、その林産組合又は蚕糸協同組合の定款又は組織が農業協同組合法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による農業協同組合又は農業協同組合連合会への組織変更については、第四條第二項及び第三項、第六條、第七條並びに農業協同組合法第五十九條から第六十一條まで（設立の認可）の規定を準用する。

3 第一項の規定による農業協同組合又は農業協同組合連合会への組織変更は、第三條第二項の期間内に、主たる事務所の所在地において、農業協同組合法第七十四條第二項の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

4 前項の登記については、第五條第三項から第八項まで並びに農業協同組合法第七十四條第三項、第八十二條第一項、第八十三條及び第八十四條（設立の登記）の規定を準用する。

（農業協同組合による財産承継）
第十四條 林業会若しくは林産組合の会員若しくは組合員たる林産組合又は蚕糸協同組合の組合員たる蚕糸協同組合であつて、前條第一項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会になつたもの

が会員となつてゐる農業協同組合連合会は、その林業会若しくは林産組合又は蚕糸協同組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

2 林産組合又は蚕糸協同組合の組合員たる者の一部を組合員又は会員とする農業協同組合又は農業協同組合連合会は、その林産組合又は蚕糸協同組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

3 前二項の場合については、第十一條の規定を準用する。
（財産承継の場合の金融機関再建整備法の適用）
第十五條 預金等の受入をすることができ、旧組合の財産を承継した中小企業等協同組合は、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九號）第三十七條の八第一項（調整勘定）及び第四十二條の二から第四十二條の五まで（退職金）の規定の適用については、これらの規定の定める譲渡金融機関からその事業の全部又は一部の譲渡を受けた金融機関とみなす。

（財産承継の場合の所得の計算）
第十六條 旧組合の財産のうち、第十一條、第十二條又は第十四條の規定により中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に帰属した財産の価格は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八號）による所得の計算上、その中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の益金及びその旧組合の損金に算入しない。

（財産承継の場合の登録税）
第十七條 第四條又は第十一條から第十四條までの規定により不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第二十七號）により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

2 前項の不動産又は船舶の価格は、承継の直前における旧組合の帳簿価格による。
（財産承継の場合の有価証券移轉税）
第十八條 第四條又は第十一條から第十四條までの規定により有価証券を承継する場合においては、その移轉に關しては、有価証券移轉税を課さない。

（財産承継の場合の地方税）
第十九條 第四條又は第十一條から第十四條までの規定により財産を承継する場合においては、その移轉に關しては、地方公共団体は、地方税を課することができない。
（産業組合の信用協同組合への組織変更）
第二十條 この法律施行の際現に存する旧産業組合法（明治三十三年法律第三十四號）による信用事業を行う産業組合又はその合併によつて設立した産業組合は、総会の議決を経て、第三條第二項の期間内に新法による信用協同組合になることができる。この場合において、その産業組合の定款又は組織

が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の産業組合が同項の規定により信用協同組合になつた場合において、その産業組合が無限責任又は保証責任の組合であつたときは、産業組合の組合員で信用協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた産業組合の債務については、旧産業組合法第二條第二項の規定による責任を免れることができる。

3 前項の規定による責任は、第一項の規定による組織変更の後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4 第一項の規定による組織変更については、第四條第二項及び第三項、第五條から第七條まで並びに前三條の規定を準用する。
（商工組合中央金庫法の改正）
第二十一條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四號）の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第七條第一項、第二十七條第一項但書、第二十八條第一項第六号及び第二十九條第一項第三号中「商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

第三條第一項中、「銀行又ハ市街地信用組合」を「又ハ銀行」に、同條同項、第三項及び第四項中「商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。
（農林中央金庫法の改正）
第二十二條 農林中央金庫法（大正

十二年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「日本馬事会」の下に「又ハ蚕糸業、林業若ハ塩業ニ關スル中小企業等協同組合」を加え、「蚕糸協同組合」、「林業会、林産組合、」及び「塩業組合連合会又ハ塩業組合」を削る。

（登録税法の改正）
第二十三條 登録税法の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「商工協同組合中央会、」の下に「中小企業等協同組合、」を、「商工協同組合法、」の下に「中小企業等協同組合法、」を加える。
（印紙税法の改正）
第二十四條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四號）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一ノ二号中「市街地信用組合」を「中小企業等協同組合」に改め、同條同項第十二号中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「中小企業等協同組合、」を加え、「蚕糸協同組合、」、「林産組合、林業会、」及び「商工協同組合、」を削る。

第五條第六号中「塩業組合」を「塩業ニ關スル中小企業等協同組合」に、同條第六号ノ七及び第九号ノ三中「市街地信用組合」を「信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

（所得税法の改正）
第二十五條 所得税法（昭和二十二

年第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「市街地信用組合貯金」を「信用協同組合等貯金」に改める。

(法人税法の改正)

第二十六條 法人税法の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「商工協同組合」の下に「中小企業等協同組合(企業組合を除く。)」を加える。

(地方税法の改正)

第二十七條 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項第五号の次に次の一号を加える。

五ノ二 中小企業等協同組合

(事業者団体法の改正)

第二十八條 事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「ニ市街地信用組合(昭和十八年法律第四十五号)」を「ニ旧市街地信用組合(昭和十八年法律第四十五号)」に、「ハ林業会法(昭和二十一年法律第三十五号)」を「ハ旧林業会法(昭和二十一年法律第三十五号)」に、「ト商工協同組合(昭和二十一年法律第五十一号)」を「ト旧商工協同組合(昭和二十一年法律第五十一号)」に改め、

和二十四年法律第 号)に改め

正)

(金融機関経理應急措置法等の改正)

第二十九條 左に掲げる規定中「市

第一類第十号 商工委員会議決 第十号 昭和二十四年五月七日

街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」に改める。

金融機関経理應急措置法(昭和二十一年法律第六号)第二十七條

第一項第一号

臨時金利調整法(昭和二十二年法律第百八十一号)第一條第一項

(金融緊急措置令の改正)

第三十條 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

(國民貯蓄組合法の改正)

第三十一條 國民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「市街地信用組合、商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

第二條第四号中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

第四條第一項中「市街地信用組合貯金」を「信用協同組合等貯金」に改める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の改正)

第三十二條 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中「二十 市街地信用組合ニ依リ市街地信用組合」を「二十 中小企業等協同組合ニ依リ信用協同組合及同法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

(関係法令改正の経過規定)

第三十三條 旧組合については、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及び前四條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

(罰則の経過規定)

第三十四條 この法律施行前(旧組合)については、第三條第一項の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後(旧組合)については、同條同項の規定により効力を有する旧法の失効後)でも、なお従前の例による。

(蚕糸業法の罰則の経過規定)

第三十五條 蚕糸業法第三十一條第三項、第三十九條及び第五十一條(但し、第三十九條において第二十三條第二項を準用する場合に限る。)の適用については、第二條の規定にかかわらずなお従前の例による。

附則

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日から施行する。

○有田政府委員 ただいま議題に供せられました中小企業等協同組合法案について、簡単にその提案の理由を御説明申し上げます。

わが國經濟の再建上、中小企業

持、育成が不可欠の要諦であること、あらためて申し上げるまでもないことであるが、このためには、ま

ずもつて中小企業の組織化をはかり、その水準の向上と競争力の強化をねら

つて行くことが、ぜひとも必要でありまして、このことを前提として、その

上に諸般の中小企業振興策が講ぜられることが、最も適當であると考へるの

であります。この趣旨からいたしまして、中小企業に関する協同組合制度の

確立は、焦眉の急を要する問題であります。しかして、この制度に関して特

に考慮しなければならぬことは、その組織力を十分力あるものとするため

に、その組織の基礎の安定と拡充とをはかること、及びその組織が中小企業

自身の意思によつて、中小企業のために奉仕し得るがごとく運営されるよう

に、その民主化をはかることであると思ふのであります。以上の観点から見

ました場合、既存の各種の協同組合制度では、なお不十分の点が多くないの

であります。その組織力の強化と民主化をはかる新立法が、かねてから要

望されていたのでありますが、ようやく成案を得ましたので、本國會に提出

して各位の御審議を煩わすことになつたものであります。

事業協同組合、保險協同組合、信用協同組合の三協同組合のほか、新しい経営体としての企業組合を認めているのであります。これらの組合を通じて、その組織者を廣く中小規模の事業者全般に及ぼしておりますのみならず、信用、保險、企業三組合につき

ましては、事業者でない勤労者その他の者を組合に加入させる道を開いて

いるのであります。この点におきまして、本法案は、農業、水産業、消費生

活の三協同組合を除いて、協同組合に関する包括的な組織法たる体制をと

つておるのであります。このことによつて従来官廳の所管により分割され

がちであつた業種的な隔てを取除いて、異業種間の組織交流をも企図し、

さらに勤労者その他の者を加へることによつて、その組織の基礎の拡充をは

かつてゐるのであります。この方針に伴い既存の商工協同組合、林産組合、

蚕糸協同組合、塩業組合及び市街地信用組合に関する諸法律は改廢せられ、

本法案一本にまとめられることになるわけでありまして、このために必要と

なる過渡的な経過措置につきましては、別途本法の施行法案を提案いたし、御審議を煩わすことに取運んで

る次第であります。

第二に、本法案では中小規模の事業者、勤労者その他の者の協同組織であることをはつきりさせているのであります。これまでの、戦時中の統制的な組合の時代からの情勢もあつて、協同組合に大規模の事業者が加入し、協同組合という機構の中にかくれて、他の事業者の事業活動を支配し、排除する

という傾きがないでもなかつたのであります。協同組合はこれをあくまで

中小規模の事業者、勤労者、その他の者自身の組合にしなければならぬのでありまして、本法案は、その目的において組合員の資格についても、また独占禁止法との関係におきまして、この点をはつきりさせているのであります。他方、従来は協同組合と独占禁止法、事業者団体法との関係が必ずしも明確でなかつたために、せつかく各種の協同組合制度があつても、協同組合が安定した活動を行い得ないという見がもたらされておりましたが、それが法律上も明確な線を引きまして、安心して活動ができるというようにいたしましたのであります。

第三に、本法案では組合運営の民主化をはかるうとしておるのであります。今後の経済情勢から考えましても、協同組合の活動に自主性を持たせることが何より大切なことであります。そこで本法案では、組合の設立に準則主義を採用して、設立について官廳の認可がいらないことにしますと、もに、従来各種の組合法に見られます、廣く強固の官廳の監督権限をなくして、組合の内部的な事項について、官廳があまり干渉することになるおそれなくす等、協同組合をできるだけ官廳から切り離して、その自主性を確立しようとしておるのであります。また組合内部の運営についても、従来ややもすれば外部からする組合の支配、一部の組合員による独裁ということが行われがちでありましたので、これを防止するために、役員総会決議による選任の方式を選挙方式に改め、出資の口数を制限し、員外理事を廃止し、役

員の兼職を制限する等の規定を設けまして、眞に組合員意思によつて運営される組合のできることを期待してゐるのであります。

第四は、本法案では、協同組合の事業の種類により、それの具体的な実情に應じて、事業が活潑に、あるいは確実に行われるように配慮してゐることとあります。まず事業協同組合にありましては、従来認められていた事業のほかに、組合員の福利厚生事業、團體協約の締結等の事項を加え、組合員の経済的地位の向上を期してあります。一方、信用事業はその機能を確実に果たすというところに特に意を用いる必要があると思はれますので、預金の受入れと資金の貸付をあわせ行うのは、それだけの仕事を運営する信用協同組合に限ることとし、一般の事業協同組合が信用事業を兼営することによつて、資金操作上の危険を招くという

ことが起こるまいかと、配慮いたしてゐるのであります。また保険協同組合を新たに設けまして、中小規模の事業者、勤労者、その他の者みずから力による相互保険の道を開いたのであります。かゝつてから要望されておりました点を制度化しようとするものであります。

以上をもちまして本法案の要点についての御説明を終りますが、要するに経済九原則の實施により、異常な困難に直面せんとしております中小企業に、今後よくもつて立つ手段は、基本的にはその組織化と、相互扶助の力による競争力の培養、増強以外にはないのであります。私どもといたしまして、この協同組合の組織を前提として、各種の施策を押し進めて参りましたと考えてゐるのであります。本法案の制度は中小企業界のひとしく渴望してゐるところであり、中小企業界あげてそのすみやかな実施を望んでゐることを確信してゐるのであります。何とぞ慎重審議の上、一日もすみやかに御協賛を賜らんことを、お願いいたします次第であります。

引續きまして次に中小企業等協同組合法施行法案について、簡単にその提案の理由を御説明申し上げます。

本案は中小企業等協同組合法案を施行する場合の経過規定についての法案であります。すなわち、中小企業等協同組合法案は、先ほど御説明申し上げましたごとく、農業、水産業、消費生活の三協同組合を除く他の協同組合を包括する組織法の体制をとつておりますので、その施行に伴い既存の各種組合の中小企業等協同組合への移りかわりを、できるだけスムーズにできるようにし、移りかわりによつて財産の不必要な分散や、不自然な課税などということがないよう措置を講ずることが必要であります。本法案のねらいもまさにこの点にあるのであります。

第一に本法案では、協同組合に関する制度は、農業、水産業、消費生活の三協同組合を除いて、他はすべて中小企業等協同組合にまとめ、意味で、商工協同組合法、林業法、市街地信用組合法を廃止し、至る業法中至る協同組合に関する規定を削除することにしたのであります。なお旧塩専賣法に基く塩専賣組合も、旧塩専賣法が別途提出される新塩専賣法によつて廃止され、組合に関する規定は削除されることになつておりますので、中小企業等協同組合にまとめることになるわけでありまして、

○神田委員長代理 次に臨時鉄くず資源回收法案を議題とし、提案理由の説明を求めます。有田政務次官。

臨時鉄くず資源回收法案
臨時鉄くず資源回收法
(目的)

第一條 この法律は、鉄鋼業その他鉄くずを原料又は材料として使用する産業の回復及び振興に必要な鉄くずの供給を確保することを目的とする。

(くず化物件の指定)

第二條 商工大臣は、鉄又は鋼(鋼を主要な成分とする合金を含む。以下同じ)を主要な材料とする物件(國有の物件を除く)で、左に掲げるもののうち、現に本来の用途に供せられてゐず、且つ、將來もその見込のないものの全部又は一部をくず化物件として指定することができる。但し、第二号の物件については、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならぬ。

- 一 建造物
- 二 艦船
- 三 機械、器具、設備又は装置
- 四 車両

2 前項の指定は、同項の物件を鉄くずとして利用することが國民経済上最も有効であると認められる場合でなければ行ふことができない。

3 商工大臣は、第一項の指定をしたときは、直ちにその物件の名称、所在地、所有者又は占有者の氏名その他省令で定める事項をその物件の所有者及び占有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第三條 前條第三項の規定による通知があつたときは、その物件の所有者又は占有者は、第十二條第一項の規定による命令による場合の外、その物件につき譲渡その他の処分をし、又はその形質を変更してはならない。但し、省令の定めるところにより、商工大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(異議の申立及び利害関係人の意見)
第四條 不化物件の所有者、占有者又はこれにつき担保権を有する者は、第二條第一項の規定による不化物件の指定に異議があるときは、同條第三項の規定による公告のあつた日から四十日以内に、商工大臣に異議を申し立てることができる。

2 商工大臣は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、八十日以内に、不化物件審議会にはかつて決定しなければならぬ。
3 前項の期間内に異議の決定がないときは、その申立を容認する旨の決定があつたものとみなす。

4 商工大臣は、第二項の規定により異議の申立を容認する旨の決定をした場合又は前項の場合には、直ちに指定を取り消し、又は変更し、且つ、その旨を公告しなければならぬ。

第五條 前條第一項の規定による異議の申立があつたときは、その不化物件の利害関係人は、省令の定めるところにより、不化物件審議会に出席して、その不化物件の指定の当否に關し意見を述べることができる。

第六條 商工省に不化物件審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第七條 審議会は、第四條第二項に規定するものの外、商工大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議する。
一 不化物件の指定の基準に關する事項
二 不化物件の解体を促進する方策に關する事項
三 前各号の外、不化物件に關する重要事項

2 審議会は、不化物件に關する事項について、關係行政廳に建議することができる。
第八條 審議会は、会長一人及び委員十五人以上をもつて組織する。

第九條 審議会の会長は、商工大臣をもつて充てる。
2 審議会の委員は、關係各廳の職員、學識経験のある者、鉄くずの集荷又は販賣を業とする者及び鉄くずの需要者の中から、商工大臣が委嘱する。

第十條 審議会の委員は、予算に定める金額の範囲内において手当及び旅費を受けるものとする。
第十一條 この法律に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は省令で定める。

(商工大臣の命令)
第十二條 商工大臣は、經濟安定本部總裁が定める方策に基き、左の事項に關して、必要な命令をすることができ。
一 不化物件の割当、譲渡若しくは引渡又は譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止
二 不化物件の解体によつて生じた鉄くずの割当、配給、譲渡若しくは引渡又は使用、譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

二 不化物件の解体によつて生じた鉄くずの割当、配給、譲渡若しくは引渡又は使用、譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

2 政府は、政令の定めるところにより、前項第一号に掲げる不化物件の譲渡又は引渡に關する命令により生じた損失を補償する。
3 第一項の規定による命令をする場合における担保権の処理その他必要な事項は、政令で定める。

(報告、検査)
第十三條 商工大臣は、不化物件若しくは鉄くずの所有者、占有者若しくは需要者又は鉄くずの集荷若しくは販賣を業とする者に対し、鉄くずの需給調整上必要があると認める事項につき、報告を命ずることができる。この場合において、報告を命ぜられた者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、商工大臣は、その職員にその者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は不化物件若しくは鉄くず、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

(罰則)
第十四條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第三條の規定に違反した者
二 第十二條第一項の規定による命令に違反した者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

命令に違反した者

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
一 第十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第十四條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則
1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。
2 この法律は、昭和二十七年五月一日にその効力を失う。

3 前項の時までにした行為に対する罰則の適用に關しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

○有田政府委員 わが國の重要基礎産業である鉄鋼業を回復し、その自立性を確立することは、他の諸産業の復興と輸出振興の見地からして、きわめて緊急を要することと考えられるのであります。

石、石炭の輸入により、鉄鋼の増産は着々進行いたしました。昨年度は普通鋼鋼材百二十万トンの生産計画を完遂いたしましたのであります。本年度においてはさらに目標を五割方引上げ、輸出向け六十万トンを含む百八十万トンの生産を樹立したのであります。本計画の成否は、一に所要鉄くず百八十万トンの確保いかんにかかっていると申し上げて過言でないものであります。

これに對しまして、本年度國內鉄くずの供給源としましては、鋼材生産に伴い、新たに発生する鉄くず八十万トンのほかに、市中くず六十万トンと、戦災建物損壊機械、沈没艦船等鉄くずとして利用することが最も適当と思われる、いわゆる不化物件四十万トンを予定しているものであります。そのうち、不化物件につきましても、現状のまま放置しますればとうてい所期の不化は困難であり、従つて鉄鋼生産の目標完遂は不可能となるのであります。

翻つて世界の鉄くず事情を見ますに、各國ともに相当逼迫しており、かような情勢のもとにおきましては、戦前のごとき鉄くずの輸入は当分の間見込みなきものと考えられます。元來鉄くずは、鉄鋼の生産に伴い常に一定比率で循環しているものであります。今次の大戦により、海陸戦場に消耗された相当量は循環し得ないものでありますから、世界的鉄くず飢饉は當然と考えられるのであります。このような鉄くず事情に對処するため、鉄鋼の生産は鉄くずを極度に節約する方式をとるべきでありまして、本年度より鉄くずの配合率を可及的に減らし、徐々に鉄くず依存から脱却して、製鋼工場等か

ら鉄鋼の生産に伴つて発生する循環くずのみでまかなう体制を整えるべく、努力してゐる次第であります。他面積極的に国内鉄くずの回収を強化する必要を痛感する次第であります。占領軍当局におかれましては、鉄鋼増産のため、国内鉄くずの最大限利用をはかるべき意向を持たれてゐるのであります。くず化物件の処理促進はその趣旨に沿ふものでありますと同時に、国内清掃の目的もこれによりあわせ達成されるものと考えらる次第であります。

以上申し述べましたごとく、本年度鉄鋼生産計画完遂のためには、鉄くずの供給確保を目的とするくず化物件の処理促進が、絶対に必要となるのであります。これが本法案を提案するゆゑんであります。御審議をお願いする次第であります。

○神田委員長代理 次に工業標準化法案を議題として提案理由の説明を求めます。有田政務次官。

工業標準化法案 工業標準化法

(法律の目的)

第一條 この法律は、適正且つ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによつて、鉄工業品の品質の改善、生産能力の増進その他生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「工業標準化」とは、左に掲げる事項を全國的に統一し、又は單純化するこ

とをいふ。「工業標準」とは、工業標準化のための基準をいふ。

一 鉄工業品(医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び食料品その他指定農林物資検査法(昭和二十三年法律第二百十号)による指定農林物資を除く。以下同じ)の種類、型式、形状、寸法、構造、裝備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度

二 鉄工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉄工業品の生産に関する作業方法若しくは安全條件

三 鉄工業品の包装の種類、型式、形状、寸法、構造、性能若しくは等級又は包装方法

四 鉄工業品に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法

五 鉄工業の技術に関する用語、略語、記号、符号、標準数又は単位

六 建築物その他の構造物の設計、施行方法又は安全條件

(日本工業標準調査会)

第三條 商工省に日本工業標準調査会(以下「調査会」といふ)を置く。

2 調査会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、工業標準化の促進に関し、関係各大臣の諮問に應じて答申し、又は関係各大臣に対し建議することが出来る。

第四條 調査会は、委員二百五十人以上以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び

関係各職員のうちから、関係各大臣の推薦により、内閣総理大臣が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中これを解任することを妨げない。

第五條 調査会に、委員の互選による会長を置く。

2 会長は、調査会の事務を総理する。

第六條 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 第四條第二項の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任する。

第七條 調査会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

3 専門委員は、会長の申出により、商工大臣が委嘱する。

第八條 調査会の委員、臨時委員及び専門委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。

第九條 調査会の庶務は、工業技術廳において処理する。

第十條 前七條に定めるものの外、調査会に關し必要な事項は、省令で定める。

(工業標準の制定)

第十一條 主務大臣は、工業標準を制定しようとするときは、あらかじめ調査会の議決を経なければならぬ。

第十二條 利害関係人は、省令の定めるところにより、原案を具して工業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、調査会の意見を徴し、その申出に係る工業標準を制定すべきものと認めるときは、工業標準の案を調査会に附議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を附してその旨を申出人に通知しなければならない。

第十三條 調査会は、省令で定める公正な手続にしたがい、工業標準の案を審議し、その結果を主務大臣に答申しなければならない。

2 主務大臣は、調査会が制定すべきものと答申した工業標準の案がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、且つ、その適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不当に差別を附するものでなく、適当であると認めるときは、これを工業標準として制定しなければならない。

(工業標準の確立、改正及び廃止)

第十四條 前三條の規定は、工業標準の確立、改正又は廃止に準用する。

第十五條 主務大臣は、第十一條の規定により制定した工業標準がなお適正であるかどうかを、その制定の日から少くとも三年を経過することにより調査会の審議に附し、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

第十六條 主務大臣は、工業標準を制定し、確認し、改正し、又は廃止したときは、これを公示しなければならない。

(日本工業規格)

第十七條 第十一條の規定により制定された工業標準は、日本工業規格という。

2 何人も、第十一條の規定により制定された工業標準でないものを日本工業規格と称してはならない。

(公聴会)

第十八條 主務大臣は、工業標準化のため必要があると認めるときは、公聴会を開いて利害関係人の意見をきくことができる。

2 調査会又は工業標準に実質的な利害関係を有する者は、工業標準がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不当に差別を附するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会の開催を請求することができる。

3 主務大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

4 主務大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、工業標準を調査会に附議し、その改正について適切な審議を行はせなければならない。

5 前四項に定めるものの外、公聴会について必要な事項は、省令で定める。

(表示)

第十九條 主務大臣が特に必要があ

ると認めて調査会の議決を経て、工業の品目を指定したときは、その製造業者は、主務大臣の許可を受けてその製造する当該工業品又はその包装若しくは容器に、当該工業品が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することが出来る。

2 主務大臣は、前項の許可をしようとするときは、その製造業者の申請に係る当該工業品の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件を審査しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による審査の結果に基づき、許可をするかどうかを決定し、その旨を申請人に通知するとともに、許可に係る品目及び許可を受けた製造業者の氏名又は名称を公示しなければならない。

4 第一項の表示に関し必要な事項は、省令で定める。

5 第一項の規定により指定された品目の工業品（以下「指定商品」という。）については、第一項の許可を受けた製造業者でなければ、何人も、その取り扱う指定商品又はその包装若しくは容器に、その指定商品が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

（手数料）
第二十条 前條の規定による許可を受けようとする者は、政令で定める手数料を納めなければならない。

（表示についての申出）

第二十一條 第十九條第一項の表示の附してある指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当しないことを認める者は、主務大臣にその旨を申し出ることが出来る。

（検査）

第二十二條 主務大臣は、前條の規定による申出を受けたとき、その他必要があると認めるときは、その職員に第十九條第一項の許可を受けた製造業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、指定商品若しくはその原材料又はその製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十三條 主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果、表示の附してある指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当せず、又は許可を受けた工業品の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が適正でないことを認めるときは、その製造業者に對し、表示の変更若しくは指定商品の販賣の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

（不服の申出）
第二十四條 前條の規定による処分について不服のある者は、省令の定めるところにより、主務大臣にその旨を申し出ることが出来る。

2 主務大臣は、前項の申出が正当であると決定したときは、適當な処置をとり、正当でない決定したときは、理由を附してその旨を申出人に通知しなければならない。

（罰則）

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

一 第十九條第五項の規定に違反した者

二 第二十三條の規定による処分を違反した者

第二十六條 第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 工業標準調査会官制（昭和二十一年勅令第九十八号）は、廃止する。

○有田政府委員 終戦後の経済統制が、もつぱらその重点を数量的増産に置いたために、粗製濫造の結果、品質劣悪なる製品が街にあふれ、一般消費者並びに使用者は非常な迷惑を受けているのであります。また輸出振興についても戦前のごとく、メード・イン・

ジャパンが安からう、悪からうの代名詞であつたとき事態を繰返すようでは、今後の国際市場において優秀なる外國製品とはとうてい競争ができないのであります。昨年の暮れ、連合軍總司令部より、經濟九原則が示されましたが、その第八項に、すべての重要國產原材料と工業製品の生産を増大するといふことがあります。ここに言われる生産の増大とは、從來のごとき單なる量的増産であつてはならず、そのほかに質的増産が加味されなければならないのであります。また最近爲替レートが一ドル三百六十円一本に決定せられたので、大部分の企業はその合理化を行わなければ、企業自体として成り立つて行かなくなるのであります。いづくにしましてもかかる情勢に對して、わが國經濟の再建が達成し得るかわいまいかは、わが國產産業合理化の成否にかかつていふとやうも過言ではないのであります。工業標準化が、工業製品の品質の改善、生産能率の増強その他生産の合理化、取引の單純公正化及び使用、または消費の合理化をはかるための最も効果的な技術的手段であることは、いまさら言をまたないものであります。工業標準化は、近代工業の發展と不可分の關係にあり、その強力かつ組織的な実施が産業經濟全般、なかに生ずる生産水準の増大に及ぼす影響力が大なることは、現在のアメリカ、イギリス等の例を見ても明らかになるところであります。その重要性は、前述のごとき現情勢下にある日本の工業界にとつて、この上なく増大していると考えられるのであります。

本法案は、わが國における工業標準化の發展に確固たる基礎を與えるものであります。まず第一点として工業標準化及び工業標準の概念を明確化している。第二点として、工業標準化の基礎としての公正で適正かつ合理的な工業標準の制定と、その統一の整備を促進することを目的としているのであります。これがためには、從來その審議手続等が立法化されていなかったもので、とかく公正を欠くおそれがあつた工業標準の制定が、民主的かつ合理的に行われるように規定したのであります。第三点として、規格該當品に對し、企業体が自発的に表示を付する制度と、表示の許可に伴う工場の審査制度の実施をはかつております。これによつて、各企業体における工業標準の実施を確保し、かつ、この工業標準に基づく、科学的な品質管理が促進され、もつて生産の設備、技術あるいは工程等が改善合理化され、優良な品質の製品が確實かつ高い歩どまりをもつて生産され、さらにこのやうな製品が、生産者の責任ある品質保証のもとに、公正に取引されることにより、まじめで優秀なる生産者と、その製品の使用者との利益が増進されることになるのであります。右の三つのねらいによつて、工業の發達改善と輸出の振興に大なる効果をもたらし得ると考えるのであります。本法案を今國會に提出したゆえんのものは、実にそこにあるのであります。何とぞ十分に御審議の上、すみやかに御協賛賜りたいと存する次第であります。

○神田委員長代理 ちよつと速記をとめて……
（速記中止）
○神田委員長代理 速記を始めてください。

○藤澤委員 今鉱山保安法、中小企業協同組合法、工業標準化法、その他の重要法案等、商工委員会としてはきわめて重要な問題が今度初めて一緒にずつと出て来た。それをこれから審議しなくてはならないのですが、この商工委員会には、この間一べん商工大臣が顔を出したくらいで、ほとんど出て来ていない。こういう重要法案が出たときに、これは各委員会におきましても、必要に応じて大臣は必ず出席して慎重審議しております。これはやはり委員会を尊重し、政府がいずれも法案を提出して趣旨の中に言うておる通りに、ほんとうに慎重に審議してもらいたいというならば、当然商工大臣が責任をもつてここへ出席する必要がある。今後きよの午後からの会合にも、ずつと商工大臣に必ず出席してくるようにはつと請求したい。

○神田委員長代理 私からちよつと申し上げておきます。提案になつております法案は、ただいま藤澤君のお説の通りでありまして、非常な重要法案であります。商工大臣初め各関係官の出席を要求しております。商工大臣は通商産業省の設置法案、あるいはリンク制の方の衆参連合会の方へ出ておるらしいのでありまして、そちらの手のすき次第参るといふことになつております。その他関係官も逐次参ることになつております。なお委員諸君にも私から御相談しておきますが、商工大臣はむろんのこと、あるいはまた物價廳とか安本等の来ることを私どもの方から要求しておりますが、これに関連して他の関係大臣等に質問があるというようなことがございましたならば、委員長としては出席するように手続を

いたしたいと思ひますから、あらかじめ要求をしていただきたいと思ひます。

○神田委員長代理 それでは次に石炭に関する件を議題として調査を進めます。本日は特に石炭價格の件に関し調査を進めたいと存じます。

○山地政府委員 石炭の價格の問題につきましましては、過般御説明申し上げたと存じますが、その後御説明申し上げましたような方針で目下安本と物價廳と三者集まりまして、いろいろ数字を檢討して最中でございます。本日までのところまだ一定の結論に達しておりません。可及的すみやかに一定の結論に達しまして、関係方面の折衝を開始したいと思ひてゐる次第であります。

○今道委員 石炭の問題についてはかねがねいろいろ論議されたのであります。が、正式な商工委員会として論議するのはきよが初めてであります。で、いささか重複のきらいがあるが、二、三点お伺ひしたいと思ひるのであります。

その第一点は今度の石炭に関するメット炭價の問題で七月からメットによる新炭價で行くというふうな情勢は、大体やむを得ないものであらうとわれ／＼も思ひのであります。が、五、六月の暫定價格は少くともそれにいくまでの暫定の処置として、日本の石炭産業全般にわたつて大きく政治的な考慮を拂ひ、妥当なものでなければならぬと思ひておるのであります。しかも復金の貸出しといひ、その他石炭関係が抱いておる大きな赤字に関する融資、それらの処置というよう

な問題についても、もとより重大な関

心を持たなければならぬのであります。しかるにこともあらうに、この暫定炭價の問題が粗上によるや、三井鉱山あるいは古川鉱山等の株價を見てわかるように、驚くべき株の騰貴を示しておるのであります。その騰貴は何に原因するかというところ、これら大炭鉱に最も有利に價格が定められるであらうという兜町筋の見解によつて、これら大炭鉱の株は軒並に北海道炭鉱も含めて最近暴騰しておることはすでに御承知の通りであります。その反面に、一部の宇部炭であるとか、常磐、九州方面における中小炭鉱の現実は、まことに暫定炭價の成行きいかんによつては、ほとんど崩壊に瀕する。こういうような状態になつておるのでござい

ます。そこで私どもはこの五月、六月の暫定炭價は慎重にきめなければならぬということを考へて、しばしば商工委員会の鉱工業小委員会でも私は政府委員にたまたしたところ、安本の動力局長は今の状態ではわれ／＼をもつてしては何ともできがたい。もはやさじを投げた形である。いい知恵があるならば貸してもらいたいというふうな発言が政府側からあつた。そこで私は商工委員会の名において、これらの石炭の問題については、國會は國會としての意思をひとつ明らかにして政府に勧告せん、こういうふうな意圖を持つておることを御了承を願ひたいのであります。私は石炭の炭價の問題については少くともメットといふものを含む意味合いの中には、どうしてもそれはカロリーのみではなくて、揮発分であるとか、粘結性であるとかいうふうないろ／＼な要素をこのメットの中に含ませることが、現下の石炭行政とし

ては最も重大な点であつて、この点をまず第一点としてメットの暫定炭價の中に織り込まなければならぬ。いま一つは石炭協会で答申したところの一本にまともなと言われたあの石炭協

会案なるものは、まことに大炭鉱側と小炭鉱側との意見が対立しておつて、これは完全に二つに分れたところの意見である。三十何名の委員の中で中小炭鉱を代表するものは三名しかおらないという現実から判断されても、しかもその後の陳情の模様から判断されても、石炭協会から具申した案は一本のものではない。大炭鉱、大手筋の意見が全面的に盛られたものであるといふことを、第二点として強調したいのであります。第三点としては、これまでの掘れ／＼と言つて國家統制のもとに、まことにがむしやに掘らしたところのこれらの中小炭鉱を、今日日本の現情から見ても、九原則のもとに一氣に振り捨てるということは、まことに情容赦のない行き方であつて、これらの中小炭鉱の労働者並びに、その家族、経営者の立場も十分考慮して、ここにそれらのものが成立つような配慮をして炭價をきめるということが、今日の日本の石炭行政の上に重大なる点であるといふことが第三点、この三つの点から私は中小炭鉱あるいは低品位炭に與えられんとしている五、六月の暫定炭價の傳えられたところの基礎案といふものは、まことに當を失したものであります。それは考へてゐる次第でござ

います。その間いろいろといきさつがありましたが、今聞くとところによると、あるいは政府は四千カロリー以下の炭については、補給金として八十円出しておるものを全部打切るといふよう

な意見も傳えられております際であるから、將來七月からの本格的な炭價について、業者並びに組合側が眞剣にこれを案じておるといふことは、論をまたないところでありませう。私どもはかような意味合いにおいて今後の五月、六月の暫定炭價はもとより、將來のメット主義による炭價の決定について

は、深甚なる配慮をこの際政府に求めたい。そうして私どもは今の四千二百万トンの完遂については、これは見方の相違でありませうが、そういうふうな状態のもとに四千二百万トンが完遂できるかどうか。しかも関係方面から指示された四千二百万トンについて

は、何々カロリー以上のものをという指定はないのであつて、おの／＼使用の方法さえよければここにそれらの炭も十分使い得るという現勢から、私どもはこの暫定炭價の問題について非常な関心を持つておる次第であります。そこで結論を申し上げると、この前の鉱工業小委員会において、大手筋の大炭鉱で、あるいは一つの優良炭脈を押えて掘らない、あるいはふたをあけさえすれば相当高カロリーの炭が出る。そこでもし政府が四千カロリー以下の補給金を打切れば、その優良炭も掘つて、混炭することによつてカロリーを上げて行くというふうな縦横なる対策のできるところのこれらの大手筋と、その炭以外には何らないというような小山とを、同一のランクに置いては誤りであるといふことを私は申し上げて、委員各位の意見を徴し、この際中小低品位炭の今度の炭價については大いに當を失するものであるから、これが引上げについて特別な措置を講ずる必要があるといふことを申し

述べましたが、速記はなかつたけれども、そのときに御出席の民自党、民主党、社会党、共産党各派の代表の方々が一致してこれに賛成されたことは、そのとき委員長席におられた小金君もよく御承知の通りであります。よつて私はきよりの商工委員会におきまして、この問題に対するおの／＼の見解も申し述べ、あるいはきよりは傍聴者として見ておられますが、その中からしめるべき人を参考人として指定して、懇談的に石炭協会の模様なり、あるいは大手炭鉱の人々の意見なり、さらにはまた中小低品位炭鉱の方々の意見をわれ／＼は十分聴取いたしました、しかして政府の見解とにらみ合せ、この際石炭の暫定価格の問題その他について、手をあげたと表明されたところの安本動力局長その他関係各位に、われ／＼は商工委員会の名において勧告したいと考えておるのであります。委員長にひとつお諮りいたしますが、この前の委員長とも内々で御相談申し上げたように、本委員会のあつて参考人とわれ／＼商工委員との事情の聴取方を、おとりはからい願ひたいと存する次第であります。

○山地政府委員 石炭の価格の問題につきましても、すでに御承知でありますごとく、現在は二千三百八十八円の価格を、地域別に主としてコストというものを考へて各炭鉱ごとに定めておる、こういうふうな関係であります。それでお説非常にこともつもの点が多過ぎまして、従来政府といたしましては、一定の石炭量を確保いたすことを最大の目標といたしまして、資金、資材価格、あらゆる点で炭鉱に百パーセントの援助を與へまして、ひたす

ら増産に邁進していただくような体制をとつて来た次第であります。それが最近の九原則下におきまして、日本の経済界一般の問題でございまして、大きな轉換をいたしまして、特に石炭鉱業につきましても、政府としては消費者価格を引上げることができず、また炭鉱に対する補助金も出すことができず、また赤字融資もすることができないうという建前の中で、炭鉱業自身の経営合理化をはかつて、そうして四千二百萬トンを炭産しなければならぬ。かような至上命令のもとに立つておるような状況でございまして、そこで現在の炭鉱業を概括して申しますと、過般も赤字補助について國會の御協賛をいただいたのでありますが、かような状況でありまして各炭鉱とも非常に赤字に苦しんでおるような状況でございす。そのために関連産業の方にも資材の不拂いなどで非常に御迷惑をかけておるといふことで、何とかしてこの状況を根本的に打開いたしませんと、日本の経済界に及ぼす影響も大きなものでございましておる次第であります。そこでこの際思い切つて、いわゆるメリット本位と申しますか、炭質、使用価値、こういういろいろなことを考へまして最も合理的な炭質を考へる時期に到達しておるのだ、かように考へまして、石炭協会にも諮問いたしました結果、業者の団体としての石炭協会としては、七月一日を目標として合理的なメリット本位の価格に移行する、こういう意見を持つて來られたような次第であります。このメリット本の価格といふものも、お説の通りこれは非常に考へなければならぬものでありまして、單にカロリーだけできめるべき

のでないと考えております。いろいろな地域差の問題、その他炭質の問題など、十分に考慮しなければならぬのでありますが、それとどんな数字で取上げて考慮いたしますか、これは技術的にむずかしい問題がありまして、目下物價と連絡いたしまして鋭意研究中であります。ところでそれはそれといひましたしても、当面現在のような状況を打開いたすために、そのほかにも一つ暫定的な措置をとる必要があると考へまして、これまた安本、物價と相はかりまして、中間的な一段階を刻もうじやないか、こういうような心持で、いわゆる暫定価格を考へておる次第であります。これはあくまでも暫定価格でありますので、メリット建の価格に今までの一段階を刻むといふような心持で数字を考へております。これからまただやみくもに腰だめで値段をつくるわけにも参りません。一應やはり理論を立てまして、合理的な数字と合理的な理論によりまして、妥協的な結論が出なければならぬと考へまして、どういつた点に暫定措置としての理論構成を求めらるか、その点に物價當局も非常に苦心しておられるようであります。そういうような点で目下鋭意研究しておる途中でありまして、これは非常にむずかしい問題でありますので、物價と並びに安本当局でも、あるいは先ほど今委員のお話でございまして、非常に苦しい問題であるといふ御答弁をいたしましたと思つております。私も理論的に数字を立てて、だれにも納得できる暫定価格をきめるといふこと自身がなかなかむずかしい問題でありまして、日夜苦心しておる状況でありまして、かつその理論がすつきりしておりませんと、関係

方面の了解もとりにくいということもありまして、苦心しておるのであります。ただ根本的にはこの際申し上げておかなければならぬのは現在の日本の経済情勢から申しましても、低品位の石炭あるいは非常にコストの高い石炭をこれから継続して掘つて行くといふことは、むずかしからうと考へるのであります。どうしてもできるだけコストも安く、しかもできるだけ品位の高い石炭を掘つて行く炭鉱が將來とも発展して行く、こういう形になるのが経済の本体であるとも私も考へております。この本体に向ひまして、各炭鉱とも非常に御努力を願わなければならぬと存じておるのでありまして、この御努力を願うまでの間暫定措置といふものは、急激な変化がないために大したことはなからう。かように考へておる状況であります。

以上お聞き置き願ひまして、政府当局の苦衷の存するところも御了解願ひれば幸甚と存する次第でございまして、○川上委員 今の御説明でたび／＼繰返すようにやはりわからぬところがある。良質炭をたくさん掘らせなければならぬ。これはあたりまえのことですが、それを掘らせるといふかたわらで、メリット制によつて今のような形でやつて行くと、質の悪いところは経営ができないといふことを言つておる。これはできないでもないといふものでおるのですか。あるいはできるというつもりでおるのですか。いいところを掘らなければならぬから、悪いところはつぶれてもよいといふ腹があるのか。あるいは悪いところでもつぶれはせぬかといふようにお考へですか。

○山地政府委員 何分にも数の多い炭鉱でありますので、各炭鉱によりまして状況が異つておるのであります。それでたとえば低品位炭と申しましても、企業家の努力いかんによりましては、非常に実はコストが安い値段でできる石炭もあるものであります。こういうものはカロリーは少いけれども値段が安いという特長がありまして、消費者から喜ばれる、かような状況もあるものであります。また低品位炭であると同時に非常にコストが高い。それで特別に買取価格を見てもらつてつないでおる山もあると思ひますが、現在では相当コストが高いけれども、これは企業家においても政府においても力こぶを入れてやつて参りますならば、相当コストが下るじやないか。そうして山としては採算がとれて行く。かようなものもあるかと思ひます。これはたくさん炭の炭鉱でありますので、一概に申し上げられませんが、そういう意味合で、低品位炭が全部一律に、そういう価格を直すことによつてつぶれてしまふものかといふことは、われわれは考へておりません。各炭鉱はそれぞれ創意くふうと、経営者と労働者相互の非常な努力がありますならば、低品位の炭は低品位の炭であり、しかるべきコストを生み出して、そして生きて行く道がある。これによりまして政府としては總体としての四千二百萬トンの生産が期待できる。かように考へておる状況であります。

○川上委員 一トン六百円というような炭價で生きて行く道がありますか。生きて行く道が何とかかんとかあると言われまますが、何とかかんとかじやわからぬ。どういふぐあいにして生かして行くつもりですか。これは非常に

つきりしない。何とかしてやつて行かなければならぬというのでは非常にいいまい。聞くところによりますと、非常にたくさん炭鉱が参つておるといふことを、ぜひぶん業者の人が言つておる。われ／＼が見てもそうじやないかというところが考えられる。そうするとこれは繰返して言いますけれども、大手筋だけは助かるが、そうでない者が非常に打撃を受けるということになります。これは打撃を受けるてもしよがないと思つておられるか。あまり受けはせぬと思つておられるか。そこはどうか。

○山地政府委員 一トン六百元と言われるがこれは何かの誤解じやないかと思ひます。現在私も考へております。そのも、石炭協会でやつておりますのも、最低千七百円でありましたかを考へておるのであります。一トン六百元という数字はあまり聞いたことがない数字であります。いづれにいたしましても炭價配分の結果におきましては、現在よりも買取價格が安くなりまして、その意味においては相当な打撃を受ける炭鉱が出て来ることは確かであります。私が何とかかんとかんと申しましたのは、現在二百円買取價格が下る。それはどうしたらよい。そこで炭鉱においても経営者と労働者と協議して、何とかして経営を合理化して、コストを下げるということを研究していただいたら、生きて行く道があるのではない。また政府としてもいろいろ低品位炭も、販路とかそういうことについて特別に考へて差上げなければならぬ点があるのではない。そういうことを考へまして、政府なり企業家なり労働者の方々の一致した努力で、

窮すれば通ず、打開する道も何とかできるということがあるのではない。かような意味で何とかかんとかんとしたのであります。これは各山に應じましていろいろ活路があり、またコストの引下げという道も生れて来るのではないかと考へております。

○川上委員 それではあとから開うことにしますが、やはりこれに関連して炭鉱の経理の状態には赤字があるというところを、今も御説明になりましたが、どうもこの赤字そのものもたいへんわれ／＼としては怪しいと思つております。最近あなたのところでも大きな会社の自立採算に関する報告をおとりになつたことがありますか、ありませんか。

○山地政府委員 報告と申します。私の方は大きな会社に限りませんが、各炭鉱に關しまして、できるだけ企業の合理化に努力せよということをや々々申してあります。そこでいろいろ炭鉱におきまして、自分のところではこんなふうに努力しつつあるというふうな報告をよこしておるわけでございます。これは具体的にどこか一点までこんなことになつておるといふ報告をよこしたのもありますし、またいろいろ方針で進みつつあるところもあります。いづれにしても各炭鉱は、こういう企業の経営合理化の案をつくります際には、各炭鉱に経営協議会がありますので、労資双方で非常に熱心な研究をやつて、その上で合理化方針が生れて来ると思ひます。各炭鉱それぞれそういう意味合いで、経営協議会を中心にして合理化を検討しつつあるのではないと思ひます。それに應じましてある炭鉱によりましては、

現在こういう方向に進みつつあるというところを報告して参つておる状況であります。われ／＼としても三月十日のメモランダムによりまして、あの方針に基きまして炭鉱の合理化を促進するということになつておりますので、各炭鉱に鋭意そういう努力をしていただいて、その努力はなるべく報告していただくように努めておる、かような状況であります。

○川上委員 それは任意の報告です。○山地政府委員 さうでございませう。○川上委員 こちらへ出せという報告ではないのですか。

○山地政府委員 これはいろいろな意味合から、たとえば現在國家の見返り關係によりまして設備資金の問題も出ております。いろいろ意味で各炭鉱の企業能率というところが絶えず問題になりますので、行政官廳として行政指導の必要上から出してもらいたい、こういうつて出したいだいておるといふ状況であります。

○川上委員 それは各社企業の合理化による自立採算の見通しというふうなものだろうと思ふのですが、これには北炭、三菱、三井、古河等が出ておるはずだと思ひます。この内容について私は知らぬわけですが、この報告書をひとつ提出を願ひたい。よろしいですか。

○山地政府委員 今出ておりますのは、これは各社としてもまだあるいはおきまりにならないものもあるかと思ひます。一應こういうことを考へておるといふ計画書かと思ひますが、委員会から御要求があれば、提出したいと思ひます。

○門脇委員 石炭の炭價に關します問題は、これは非常に重大な影響をあらゆる部分に反映する問題であります。ことに炭鉱自体におきましても、この炭價のいかによつては、相当多数の炭鉱がその生死の岐路に立つ、こういうたような問題にも直面するわけでありませう。ひいてはさういつたような石炭の生産の増減が、日本の全生産界に非常な影響を及ぼし、せつかくの再建途上におきましてこれは容易ならぬ問題を生む原因になるのであります。そこでこの問題につきましては相當廣い視野において、総合的に考へなければならぬ。一例を言いますならば、石炭の生産部面におきましても、大生産者のみを擁護してはいけませんし、また極端に恩情主義をとつてもいかぬ。さういつたことについて相當廣い視野から総合的な判断を必要といたします。この石炭の單價問題は今早急に迫つておりますので、この際速急に政府と國會を代表しますわれ／＼商工委員会、そしてこの石炭の生産者——生産者のうちには大生産者も中生産者も小生産者もおりますから、あらゆる段階の生産者を公平に配合しましたこの生産界の代表、この三者の懇談会を速急に開催いたしまして、この懇談会の單價決定の結論を尊重し、これを基礎にする。こういう希望のものと、さういつた方式においてこの前後措置をとられんことを、私も希望するのであります。委員長においてはこの趣旨を体して、すみやかに政府当局に折衝されまして、これが実現をはかられんことを特に希望いたします。

○神田委員長代理 お諮りいたします。ただいま門脇君より、また先ほど

は今澄君からもこの問題を提供されておつたのであります。石炭の單價の配分、決定はなかに／＼重大な要素を日本經濟再建の方向に持つておりますので、政府また炭鉱経営者側の大、中、小の業者を招致して、当委員会として懇談会を開いて、國政調査をやつたらどうかという趣旨の御發言のようでありませう。時日あるいはその方法等については委員長におまかせ願うというやうな御趣旨だと思ひますが、いかがでございませう。さういふことを手まわしよくやるということにおきめ願ひますか。

○藤澤委員 非常に趣旨には賛成であります。すみやかにそれをやつていただきたいと思ひます。ところで大体この單價の問題については、このメリツト制によつて、われ／＼の聞いているところでは、すでに全國で五百五十から炭の炭價が、壊滅の状態にあると言われております。ところが大手筋の炭鉱に對しましては、從來も補給金あるいは復金の融資その他いろいろ國家補助というものがあつたと考へております。しかし今度の單價のきめ方によりまして、ほとんど大部分の國家補助というものは大手筋になされる。こういう單價をきめられては、政府が何と言ひましたところで、中小炭鉱は破滅せざるを得ない。こういうところに追いつかぬと思ひます。この点で今の御提案は非常に賛成であります。さらにつけ加へまして、こういう状態が差迫つておる間に、労働者の間には賃金の遅配欠配も起つておるし、また首切りも起つておるし、それから山自体の運命に對する非常な不安を持つておる。

これは労働者にとつて生きるか死ぬかの問題になつておりますから、その中へ炭鉱の労働組合の代表をも加えていただきたい。このことをお願いして今の提案に全面的に賛成いたします。

○澁谷委員 それに関連しまして、ただいまの御提案はまことにけつこうであります。単價の決定というところにあります。やはり石炭を消費する需要家の方面の意見というものが價格の決定に關係があり。價格の決定とこれに関連した生産數量の増減等が、需要家の方面に非常に大きな關係を持つております。ですから石炭を増産するということは、やはり日本の國の産業を發達させるためにするのであります。従つて石炭を需要する方面からメリット制によるところの單價の決定を考えますと、單に石炭炭鉱から考へての形ではいかぬと思ひます。従ひまして、この價格の決定にあたりまして、もしそういうふうな委員制度をつ

くつて審議をするということでありまして、これはまことにけつこうな御提案であります。それにぜひ消費者の代表を加えて、慎重な考慮をしていただかなければならぬと思ひます。

○神田委員長代理 澁谷さん、委員會をつくるのではなく、當委員會として事情を聞こう、こういうことですか……

○澁谷委員 そういうふうな意味であつても、需要家の声も聞くということには必要だと思ひます。

○神田委員長代理 けつこうであります。ではお諮りいたします。ただいま門脇君、今澄君の述べられました趣旨についてお諮りいたしましたところ、聽講者から労働者の代表も加えるよう

に、また澁谷君から消費者の代表も加えて、そして單價決定の最善を期するようにという御趣旨を述べられて御賛成のようございまして、岡君の御提案は私委員長としても考へておりますが、今四君のお述べになりました趣旨をくみまして、さつそく懇談會を開く手配をすることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 それでは日時を諮りいたします。五月十日午後一時からとし、人選願ふれ等は委員長におまかせをお願いいたしますが……

○川上委員 人選その他は理事會でおきめ願ひます。

○神田委員長代理 承知いたしました。のちほど理事會を開きますから、人選の内定はひとつ皆さんにお諮りいたしまして御相談していただきましょ

う。

○江田委員 一言これに関連しまして御参考までにお伺ひいたします。私の申し上げたいと思つたことは聽講者から詳しくお話がありましたかもしれませんが、メリット制はけつこうだと思ひます。政府のお考えは大手筋は何でし

ょうが、中小炭鉱には設備がないのであります。ただメリット制だけを考へまして、減産をするということ考へなくてやられたということは、大いに商工委員としても責任があること

であります。大手筋は十分な設備ができておるのであります。中小炭鉱にはまだ水洗設備の完成がないのでありますから、かようなメリット制で炭價をきめるといふことになれば、千円の

ものなら七百円で出してもいいという結論になります。私も事業をやつておりますが、もう少し御考慮くださいまして、メリット制を出炭量と合せて考へてやるということを含んでおいていただかなければ、今のようなやり方では半分に減産するのじやないかと考へておるのであります。私も中小炭鉱であります。水洗の設備もできぬのであります。さつそく帰りますして、水洗設備もいたしますれば、三千トンの石炭を出すこともできるのであります。私たちは議員として出ております責任もあり、出炭もしなければならぬという点もございまして、多少今の値段をもう少し段がつかないように、その意見をおくみとりくださるうちに切

にお願ひ申し上げます。

○神田委員長代理 江田さん、懇談会でまたお述べ願ひます。政府委員は今いろいろの關係で、呼んではおりますが午後になるようございまして。い

かがでございまして、責任者がいないところでお述べになりますものど

かと思ひますので、午後一時半ごろから本會議になると思ひますから、二時から當委員會を再開するということ

で、ここで暫時休憩いたしたいと思ひます。

したところ、これは正式の委員會におきまして参考人として出席を求め、意見を聞くことに協議をととのつたのであります。なお参考人の数は十四名とし、その内訳は大炭鉱すなわち大手筋より北海道、九州各一名、計二名、中小炭鉱より北海道二名、計二名、宇部一名、九州一名、計六名、需要者側より大口小口各一名、計二名、労働組合側より四名、以上とし、發言時間は大炭鉱、中小炭鉱、需要者、労働組合各三十分以内とするに決定いたしました次第であります。なお日時は午前中にお知らせいたしました通り五月十日、火曜日午後一時であります。以上理事會の協議決定通りとはからうに御異議ありませんか。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。ただいま申し上げました理事會の決定通りとはからいます。

○川上委員 先にちよつとお尋ねしたのですが……。こちらの方から要求があれば出すと言われました石炭事業の方の今後の自立財産の見積り、あれが相当出ておるのだらうと思ひます。その見積りの内容を見なければちよつとわからぬのですが、これは非常に重要な参考になるものがあると思ひますので、これをひとつ委員會の方でもらうように委員長の方で取扱つてもら

たい。

○神田委員長代理 川上君よりただいまも重ねて御要求のありました、企業合理化による自立財産による見直し等

に關する石炭廳の資料を委員會として要求したい。政府側においても委員會の要求であるならば出し得るという言明のようでありましたが、これを採用いたしまして委員會として資料を要求することを取扱うことに、御異議ございせんか。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。それでは成規の手続によりまして要求することいたします。

○川上委員 炭價の問題であります。これを懇談會の形式にしてもよいのですが、ここに石炭の方の組合の人が来ておるのであります。せつかく来ておるのでありますから参考のために聞いたらいと思ひますが、お諮り願ひます。

○神田委員長代理 先ほど来きようは石炭に關する調査をしたい、それが終りましたところで、炭山保安法案の審議をしたい、こういう予定に相なつておりまして、今のところさうにとりからう考へは持つておりません。

○神田委員長代理 それでは御質疑がないようございまして、炭山保安法案の審議に入りたいと思ひます。

○小金委員 炭山の保安に關して、今まで炭業法から委任された省令その他の規則によつて、炭山の保安を維持または改善するという方法をとつておられましたが、今回これを單獨の炭山保安法という法律によつていろいろ規制を行つて行く。まことにけつこうなことであると思ひますが、これは炭業を經營して行く上におきまして、經營者側がいろいろな施設をする。その施設によつて經營を合理化

し、豫行を続けて行くといふことのはかに、鉾山は御承知の通り一般公衆に對して非常に大きな關係を持つておりますので、保安施設がいろいろ悪いによつて公益に非常に大きな影響を及ぼすことは、御案内の通りであります、社會公共の立場からもこれを十分に検討しなければならぬ性質の法律案だと思ふのであります。さらにまたその鉾山において働く従業員たちの生命その他身辺の保護についても、重大な關係がある法律案であります。そこで提案の理由にもそういうことをいろ／＼考へて提案したといふことであります。その趣旨はまことにわれ／＼はけっこうだと思ふのであります、重要な問題につきましてここに二、三の質問をいたしたいのであります。

いるわけでございますが、これは從來実施いたしております鉾山法におきましては、もっぱら鉾山警察という名目で、特別行政的性格を主体にした法律の建前をとつてございましたのを、今度の保安法におきましては鉾山の特殊性にかんがみまして、ただいま御質問にありましたように公益の保護、それから鉾山における労働者の生命の保護というものを合せて、一体として鉾山の保安ということを目的として取扱う、こういう趣旨にいたします意味におきまして、第一條に「鉾山労働者に対する危害を防止し」ということと、それから「鉾山資源の合理的開発を図る」というふうに、合せて目的を明示したわけでございます。

○小委員長　私が尋ねておりますのは、産業法規と労働法規と特別警察法規を、総合的に組み合せたものである意識であるかどうか、ということを知りたいのであります。

○會根説明員 ただいまの御質問の趣旨の通りでございます。

○小金委員　そうしますと労働法規に
関しては、これは特別法という性質の
ものになることははつきりいたしました
のであります。また産業法規としてはも
ちろんでありまするが、警察法規とし

ては一般警察から離れた特別警察法
の鉱山保安法がまだ第一に警察法規と
して適用されるというふうな見解をと
つてよろしいのでありますか。

○會様説明員 御質問の趣旨の通りに
お考え願つてけつこうと思います。そ

ういう意味におきまして、たとえば銃砲火薬取締法とかあるいは電気工作物

取締規程というようなものも、この施

○小金委員 大体趣旨はわかりましたが、ただ距離が離れているからということ、これは飲業警察法を適用しない、飲山のそばであるから適用するということも、ふに落ちない点もありません。しかしその点はそれとして、問題は従業員の場合であります。同じ経営者の職場に働いておりながら、少し遠方の付属設備の方へ行った場合においては飲山関係の従業員でなくなる。その逆が行われると思うのでありますが、そういう点について給與の問題その他手当の問題は同じとしたとしても、勤める場所によつて同一事業の範囲内の職場の相違によつて、同一事業の中においても、適用される労働法規が違ふという点があることが起るのです。その点に対しては技術者である曾根君を追究してもどうかと思われませんが、一應曾根君の見解をただしておきたいのであります。

○曾根説明員 ただいまの御質問に対してお答えいたします。まず主としてその飲山に働く従業員労働者との取扱いが、今言つたような付属施設を除外するために別途ちぐはぐになつて、問題が起きはしないかという御質問と思ひますが、まず第一にワン・プロックという観念で、とにかく山元へ入る者は建前としては付属施設からはずさない。付属精練所等で特にワン・プロックにはずれるようなものについては除外するという考えで、一應山の中のものはだん／＼一本になる。それから非常にはずれておりました、実体的に見ましても、それ／＼事業場の職制等もわかれていゝというような付属施設が大体除外になると思ひますので、第三番目に該当する場合につきましては

そういう問題は比較的ないと思ひます。山にありまふ付属施設につきましては、若干そういう問題が起ると思ひますが、第三項に適用を除外しては、元々飲山の労働と云ひますか、そういうような性格と違ふ仕事をする、全然性格が違ふ仕事に当るといふような従業員の方が多いいと思ひますので、大体におきまして取扱ひ上から特にちぐはぐになつて支障が起るというところは、起らないのではないかと思ひます。二番目の適用除外の問題につきましては、全面的にこれを適用除外しますと、そういう問題が起ると思ひますが、非常に付属施設が大きくなつて、たとへて言ひますと九州の三池炭鉱における三池製作所というような会社の職制から言ひましても、ほとんど独立分離的な性格に近くなつていゝようなものを除外することになりまふので、やはり実体的には何とか支障なく行くのではないかと考へております。

○小金委員 同じく第二條第五項の「第三項但書の付属施設の範囲は、省令で定める。」ということになつておりますが、これは具体的に何々飲山の何何付属施設といふふうに書くつもりですか。あるいは一定の標準なり、あるいは規格なりを定めるつもりですか。その点を明らかにしていただきたい。

○曾根説明員 これは具体的に個々の事業場の付属施設を指定してはまずこととしております。

○小金委員 第三條の第二項「前項第一号の飲山における人に対する危害の防止には、衛生に関する通氣及び災害時における救護を含む。」というところになつておりますが、これは一体どの

衛生に関するものか、どういふものを含んでおりますか。例示していただきたいと思ひます。

○曾根説明員 建前としてやばり坑内の衛生事項はできるだけ一本で、飲山保安法で取扱ひたい趣旨でございますが、特別なものを除く除外する、こゝういふ建前を考へております。この保安法に入ります衛生事項と申しますと、ここに書いてありますように衛生に関する通氣、それから災害時に關する救護といふことになりまふが、大体飲山における坑内の保安に関する衛生事項は包括されるものでございまして、それ以外の準衛生事項と申しますと、たとえば坑内には便所をどういふような場所に何個設けなければいけなけり。あるいはばつぽを事務所に置かなければならない。あるいはばつぽの発生する作業区域につきまふは、特に防護マスクをつけなければならぬといふような、特殊な事項だけが残ることになると思ひます。

○小金委員 逐條審議を行うといふいろいろたくさん問題があるものであります。それは時間がありまふしたのであります。許しを願ふことにいたしまして、大体の大きな問題をつかまえて一應お尋ねいたしますが、飲山保安法の第二章の保安といふ問題は大きな問題で、これを具体的にいゝ／＼書かれてあるようでありまふが、金属山及び炭鉱においで、これですらしいかどうかという包括的な見通しを述べていただきたいと思ひます。

○曾根説明員 この法案の立案準備につきまふは、商工省の正式の決定が昨年の十二月になされまふして、その以前から商工省事務当局として原案の準備は著々重ねておつたわけでございます。して、一番最初の原案をさつそく各飲山、各炭鉱その他全国の飲山に流しまして、できれば試験実施をしてもらひ、またいゝ／＼法案について十分に意見も出してもらひまして、その上で中央で公聴会等も開催いたし、その後試験実施の結果についていゝ／＼具體的な修正意見を出していただきまして、それらを十分に織り込んでございまして、それで大綱としましては第二章の保安の各事項が整備されまふれば、日本本の飲山における保安状態はよくなるかと考へております。

○小金委員 これは公益の面にも非常に大きな影響を持つ法律であると同時に、法律にまつ先にうたつておりますように、飲山労働者の保護が相当重要な問題であります。そこで保安技術職員とか、保安委員会とかいふような規定があるのは当然でありまふして、まず私の伺ひたいのは監督の任に當る保安管理者とか、技術者の問題であります。これらは資格を省令で定めるようになつていゝように思ひますのでありますが、これは具体的にどういふことを規定するつもりでありますか。

○曾根説明員 省令も参考にお手元に配付資料で一應配付してございまして、案としてまふ山の最高の保安責任者として、保安管理者といふものを規定いたしたいと考へておりまして、その保安管理者は従来の飲業法、並びにそれを母法といたしました飲業警察規則で規定いたしました技術管理者より、是でございればより高い責任を持ち、高い技術を持つ人になつてもらうといふことで、従来の技術管理者の専任の基準よりも若干引上げてございまして、

それからまたこの法案によりまして、これが実施、施行されることになりますれば、國家試験を課してその質的向上もはかり、また公益的の性格もありますので、それに権威を付與する、こゝういふふにいたしたいと考へております。それから副管理者は大体それに準ずるような考へでございまして、それから第一線の係員につきまふしても、同様に従来の飲業警察が規定しておりました係員よりも若干資格の程度を上げる。それから同じく國家試験を課する。また職種別の係員を若干増加する。こゝういふふに考へております。

○小金委員 保安に關して保安委員会の設置の條項が第十九條以下にありまふ。また第三章の監督機關の中の第四十五條以下に保安協議会といふのがありますが、これらの保安委員会及び保安協議会の性質と、その職能の大体を説明していただきたいと思ひます。

○曾根説明員 まず保安委員会について申し上げますと、これはこの條文で規定してございまして、山における保安管理者が山の最高の保安責任者でございまして、その保安管理者に対して協力し、またいゝ／＼保安委員会として意見をまめればこれを勧告する、こゝういふような立場に立つておるようになつております。保安委員会委員は飲業権者が選任する。但しその半数は飲山労働者の推薦による、こゝういふ建前をとりまして、大体経営者側からと申しますよりも係員、職員級から技術的の委員を出してらつて、それから労働者の側から實際坑内その他第一線において保安を実施、担当しておる労働者の代表を委員として出してらう、こゝういふふにしまして、

その代表されました委員が山の保安の実施計画について常に討議、検討して結論を出して管理者に勧告する。またその実施について協力する。こういう建前になつております。従いまして一種の技術専門委員会というよりな性格のものであると思ひます。それから保安協議会につきましては、鉱山保安行政をできるだけ民主的に運営いたしたために、やはり学識経験者、それから労資の代表から協議会の委員をそれぞれ推薦して出していただきまして、保安行政の重要な事項について監督機関の諮問にたえる。それからまた意見を出す。そういうことが協議会の仕事でございます。それからさらにこの協議会は中央と地方とにそれぞれ設けるようになってございまして、中央に設けます鉱山保安協議会におきましては、この法律案に基づきます省令案を制定する場合に、協議会の議に付して、協議会の議を経た上で成案となる。こういう建前をとつてその旨四十六條に規定してあります。

○小金委員 保安委員会は第二十一條の規定によりまして、議長ができて議事を進めるといふことになつておりますが、この委員会の決議その他のものは、これは諮問機関という形で取扱うのですか。その点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○會根説明員 これはいろいろ山の方から意見もございましたが、一番大切な問題は山における保安の責任態勢を、明確に一本建にはつきりきめるといふ点が非常に大事な問題でございまして、あくまで保安管理者というものを、法律といたしましては一本の保安の責任者というふうにいたした

い。こういうふうにかへます関係上、保安委員会はあくまで保安管理者に対する諮問機関であり、協力機関であるというふうに考へております。それから監督行政に対する協議会の立場もやはり同様な形をとるよう考へております。

○小金委員 鉱山の保安に關係して一番大きな問題は、不幸にしてストライキが起つたような場合に、職場を放棄するようになつて起りますと、金属山、石炭山を問わず、保安を放棄した場合においては非常な災害が発生して、山がいたむと同時に人命にも關係するやうなことがあるのであります。それに対してはどういう対策をとるつもりですか。その点を明らかにしていただきたい。

○會根説明員 保安に關連した保安放棄その他、もし争議等がございした場合に、それがために山が水没し、あるいはこわれて再起不可能になるといふやうな場合には、当然これは正當なる争議行為ではないことになると思ひますので、労働法關係の該當の條文に照しまして、これは正當でないといふことになりまして、これに關連してこの鉱山保安法としまして、保安法のそれらの該當する事項について、各責任者に嚴重にそれを守つてもらなければならぬという建前になると思ひます。しかしあくまでこの鉱山保安法というものは一種の技術立法でございまして、今言つた争議關係、スト等の問題につきましては、まず第一に前提として労働關係におきまして、またそれを取扱う所管委員会並びに労働委員会等の結論に諮つて、はたしてそれらの行為が正當な行為である

かといふことを、きめてもらふということが前提條件になると思ひます。こういうふうにかへます。

○小金委員 そうしますと保安放棄の場合に、鉱山の水没とかあるいは窒息といふやうなことが起る場合に關する直接の支配法規は、労働調整法といふやうなものが適用されるとはつきりしておるものであります。

○會根説明員 これは具体的にさういふふうには、特にたゞいま示されませんでした。例に於いてどういふやうな規定はございせんが、要するに安全に關する設備の維持、運営につきまして、これを妨害した場合には不當な争議行為になるというやうなことが、労働法の三十六條で規定してございまして、これに具體的の例を照し合せて結論が出ることになつております。

○神田委員長代理 ちよつとお諮りいたしませう。商工大臣が差繰つて出られたわけでありまして、この際商工大臣に關する御質問をやつていただいて、他の諸君にひとつお譲りして、また継続するといふことにお願ひしたいと思ひます。

○小金委員 商工大臣にお尋ねいたしますが、この鉱山保安法の性質と申しますか、この鉱山保安法は大体特別警察法である。それから労働保護に關する法律である。産業立法である。こういうことになつて特別法であります。で、一般警察法その他の労働法規に優先して、鉱山に關する限りこれが適用になるといふことがはつきりいたしましたが、もしそうなりますと、この鉱山保安法案をつかさどる官廳、特に監督機關といふものは相當充実した、技術的に進歩した人たちが當らなければならぬ。そういう点について今度の一律的な行政整理といふやうな方面をも照し合せて、はたして成算がおありになるかどうか、それをお尋ねしたいのであります。

○會根説明員 今の小金委員の御質問もつともであります。ただ御承知のようには、一面の保安、一面物の保安、両面からこれを実施して行かなければなりません。従つてこれを十分にマネージでき得る相當の人たちをこれに當てるのが、必要であらうと思ひます。これについては今御審議を願つております設置法の鉱山保安局において、これを担当することに相なるのであります。保安局におきましては十分その心の構えをもつて人の配置を行つて行きたい、かように考へておる次第であります。

○小金委員 あとはおおむね総務局長または保安部長にお尋ねすればいいと思ひますので、私の質問はこれで中止いたします。

○今澄委員 せつかく大臣がお見えになりましたので、全体的な問題を三つほどちよつと御質問いたします。第一番目には、本保安法案は例をあげれば石炭の四千二百萬トンといふこと、おの／＼各鉱山の生産目標といふものがございまして、この鉱山保安法の施行とそれらの生産目標との關係について、御見解をひとつ聞きたいと思ひます。

○會根説明員 今度の御質問の逆のやうに思ふのでありまして、鉱山保安法によつてかへつて私は促進されるといふことを申し上げるわけでありまして、従つて目標がなか／＼達成されぬから、これはちよつとほり出してしまへ、こゝいつたやうなことは全然考へられない。目的が達成されなければならぬ。目的が達成されなければならぬ。忠実に実施して行かなければならぬ、かやうに私はかたく信じております。

○今澄委員 それからもう一つ、臨時石炭國家管理法という法規によつて石炭關係の國家管理が行われておりますが、この法律と本法との關係について、大臣の御答をひとつお願ひしたいと思ひます。

○會根説明員 それとの間に有機的な關連を持たないだらうと私は存じております。しかしながら実務をやつて行きます上におきましては、それ／＼

ならぬ。そういう点について今度の一律的な行政整理といふやうな方面をも照し合せて、はたして成算がおありになるかどうか、それをお尋ねしたいのであります。

○會根説明員 今の小金委員の御質問もつともであります。ただ御承知のようには、一面の保安、一面物の保安、両面からこれを実施して行かなければなりません。従つてこれを十分にマネージでき得る相當の人たちをこれに當てるのが、必要であらうと思ひます。これについては今御審議を願つております設置法の鉱山保安局において、これを担当することに相なるのであります。保安局におきましては十分その心の構えをもつて人の配置を行つて行きたい、かように考へておる次第であります。

○小金委員 あとはおおむね総務局長または保安部長にお尋ねすればいいと思ひますので、私の質問はこれで中止いたします。

○今澄委員 せつかく大臣がお見えになりましたので、全体的な問題を三つほどちよつと御質問いたします。第一番目には、本保安法案は例をあげれば石炭の四千二百萬トンといふこと、おの／＼各鉱山の生産目標といふものがございまして、この鉱山保安法の施行とそれらの生産目標との關係について、御見解をひとつ聞きたいと思ひます。

○會根説明員 今度の御質問の逆のやうに思ふのでありまして、鉱山保安法によつてかへつて私は促進されるといふことを申し上げるわけでありまして、従つて目標がなか／＼達成されぬから、これはちよつとほり出してしまへ、こゝいつたやうなことは全然考へられない。目的が達成されなければならぬ。目的が達成されなければならぬ。忠実に実施して行かなければならぬ、かやうに私はかたく信じております。

○今澄委員 それからもう一つ、臨時石炭國家管理法という法規によつて石炭關係の國家管理が行われておりますが、この法律と本法との關係について、大臣の御答をひとつお願ひしたいと思ひます。

○會根説明員 それとの間に有機的な關連を持たないだらうと私は存じております。しかしながら実務をやつて行きます上におきましては、それ／＼

○今澄委員 それからもう一つ、臨時石炭國家管理法という法規によつて石炭關係の國家管理が行われておりますが、この法律と本法との關係について、大臣の御答をひとつお願ひしたいと思ひます。

○會根説明員 これはいろいろ山の方から意見もございましたが、一番大切な問題は山における保安の責任態勢を、明確に一本建にはつきりきめるといふ点が非常に大事な問題でございまして、あくまで保安管理者というものを、法律といたしましては一本の保安の責任者というふうにいたした

い。こういうふうにかへます関係上、保安委員会はあくまで保安管理者に対する諮問機関であり、協力機関であるというふうにかへます。それから監督行政に対する協議会の立場もやはり同様な形をとるよう考へております。

○小金委員 鉱山の保安に關係して一番大きな問題は、不幸にしてストライキが起つたような場合に、職場を放棄するようになつて起りますと、金属山、石炭山を問わず、保安を放棄した場合においては非常な災害が発生して、山がいたむと同時に人命にも關係するやうなことがあるのであります。それに対してはどういう対策をとるつもりですか。その点を明らかにしていただきたい。

○會根説明員 保安に關連した保安放棄その他、もし争議等がございした場合に、それがために山が水没し、あるいはこわれて再起不可能になるといふやうな場合には、当然これは正當なる争議行為ではないことになると思ひますので、労働法關係の該當の條文に照しまして、これは正當でないといふことになりまして、これに關連してこの鉱山保安法としまして、保安法のそれらの該當する事項について、各責任者に嚴重にそれを守つてもらなければならぬという建前になると思ひます。しかしあくまでこの鉱山保安法というものは一種の技術立法でございまして、今言つた争議關係、スト等の問題につきましては、まず第一に前提として労働關係におきまして、またそれを取扱う所管委員会並びに労働委員会等の結論に諮つて、はたしてそれらの行為が正當な行為である

かといふことを、きめてもらふということが前提條件になると思ひます。こういうふうにかへます。

開連を持つて行くことに相なると思うのであります。ことにいわゆる全管なりのあるいは各地方の管理委員会におきまして、自然この保安の問題も議題に上つて参ることと考えております。

○今遣委員 それからごういう保安局によつて今後この保安法を施行されるわけでありますが、大体いつも資金と資材というものがいるのでありまして、法律はできたけれども資金、資材の点において常にかがかりでございまして、成果が上らないというのが、これまでの中小企業廳その他においても定例になつておりますが、本法の施行のためにどのくらい資金を必要とし、そしてそれが実を上げるためにはどのくらいの資材を運用されるか。その見通しと量がわかれれば大体のところをひとつお願いしたいと思ひます。

○逓國務大臣 今その資材なり資金なりの量が、このためにどれだけのものがいるかということについては、まだはつきり数字的に出してはおりません。これは検討中でありまして、ただ問題はいろいろ坑内の保安を維持するための仕事は、ある意味におきましていわゆる生産設備の問題、そういうものにも関連を持つて参ると思うのであります。生産設備の問題についてはこれは御承知のように、石炭鉱業なら石炭鉱業に対してだけだけの生産設備、資金を用意すべきか。おの／＼各種の鉱業についてのそういう問題については、これはできるだけ産業資金として見返り資金の中に繰入れて、これを行つて行くことにいたしたい。設備の問題が解決するというのが自然な保安の問題の解決にもなる。かように考へておるのであります。

○今遣委員 大きな点で二点大臣に伺ひたい点が残つておりますが、その一点は十九條から二十一條までに保安委員会というものがあります。それですつきも小金君の質問で保安委員会は諮問機関ということになつておりますが、そういうことになりまして、あまりに性格が弱過ぎて労働者の意思、働く人間の意思というものが全然諮問機関で取上げられないということになつて来ます。そうすればさつき言われた生産目標を達成するために労働者が非常にむちやくちやなことになつて来ても、保安委員会というものが諮問機関では困る。それを私は心配したのであります。方法によつてはまことにあわれな状態になりはしないか、かようなことをおそれるのであります。諮問機関ではなしに議決機関というふうになされる御意思はありませんか。

○逓國務大臣 これは私ほんとうに生産を上げ、また保安の実を上げるといふことのために、まづたく今澄君の御意見と反対の方が実はいいのじやないか。保安管理者というものが全責任を負わないうで、保安委員会というものが決議機関で全責任を負うというところは山の奥情に過ぎないので、どうしても保安管理者が責任を負うべきである。但しかつてにやつては困るので、保安委員会に諮問してその意見を尊重してやつて行く、こういう形に持つて行つていくことが最も實際的であり、そうしてまた能率を上げるゆゑである、かように考へております。

○今遣委員 その反面第三十五條から三十七條までにあるところの鉱山監督官の権限というものは、今の保安委員会のあれから見るとまことに今度は強くなつておる。責任者が責任を持つてやることはいいが、片方の委員会と監督官の建前から見れば、監督官は三級官もおれば、あるいは鉱山保安に十分習熟してない者もあるだろうと思ふわけでありまして、この場合私はそういうふうな鉱山監督官の権限を強めるといふことは、公正を欠くという場合も出ると思ひますが、関連して大臣にちよつと伺ひます。

○逓國務大臣 これは御心配の点もごもつともだと存じます。但し鉱山監督官に派遣いたします者は、主として私は二級官だと存するのであります。同時に監督官については十分な訓練を施して、そしてあやまちなきを期したいと存じますので、その点についての御注意を十分頭に入れて、監督官について十分なる留意をさすといふことに、ひとつ御承知願ひたいと思ひます。

○今遣委員 最後にもう一つだけ、委員会は議決機関といふことでなくて、諮問機関といふことではあまりに意味が弱いと思ふ。單なる諮問機関でなしに相當なファクターをこれに持たして、これを実行しなければならぬといふようなものにされることを希望するとともに、今の鉱山監督官についてはリコールその他の制度を置いて、適当ならざる人間について輿論を反映するといふお考えはございせんか。

○逓國務大臣 今リコール制のお話が出ましたが、これは公務員でありまして、公務員に対する処置の方法もあろうと存するのではありません。従つて今の話のようなりコール制その他を採用するといふふうな考えはもつておりません。

○今遣委員 それではこれで大臣に対する質問はやめます。

○神田委員長代理 大臣に対する御質問を続けたいと思ひます。聴講者。

○聴講委員 この鉱山保安法の問題は実は炭鉱の全労働者にとつて非常に重大な問題を投げかけておると思ふので、これは終戦後の実績を見まして、も、鉱山における災害といふものは年々ともふえております。災害の悲惨と強度といつたやうなもの、だんだん深刻になると考へておる。こういうふうな状態の中で一方では昨年は三千六百万トンの増産、本年は四千二百萬トンの計画が立てられておる。こういうことで鉱山保安の問題は非常に重大化しておる。ここに法案を出された趣旨も當然なことと思ふわけでありまして、これにつきましては、すでに御承知のように鉱山の労働者の間でも、官僚並びに炭業権者の側の今までの態度に對して不満をもつて、労働者の間で自主的な鉱山確保の運動が押し進められておる。こういうふうに押し進めざるを得ないところまで追い詰められておるのであります。そして労働者の中ではほんとうに民主的な炭業法であるとか、保安規則といふものを立案しておる。特に労働問題に對しまして、労働省の所管としてこれを實施していただいと、要求が相當強かつたはずであります。こういうふうな非常に重要な問題になつて来ておるわけですが、この法案をおつくりになるときに、當時労働組合とも話し合ひを進められていて、聞いておりますけれども、しかしこういう法案が事実上できたことについては、この内容についても、鉱山労働者は大部分がほとんど何にも知らない

という状態であります。こういうことで今ほんとうに身体と生命の危険に全面的にさらされておる労働者の意見を聞かないで、これを審議してしまふといふことは、手続としても非常に不穩当だと思ふ。現に労働組合の問題につきましては、労働委員会においても聴聞その他のことをやつておる。こういうことを私は第一にどうしてもやる必要があると思ふ。これは審議のやり方として、まず第一に公聴会をほんとうに開いて、鉱山労働者に十分その内容を知らして、これに対する意見を十分に聞くということがぜひ必要であると思ふが、商工大臣はこの点をどうお考へになつておるか、伺ひたいと思ひます。

○逓國務大臣 聴講さんにお答えいたしますが、一月の十四日及び十九日の二回にわたつて、商工省としても公聴会をいたしております。この点を申し上げておきます。本委員会において公聴会をなさるか、なされないかは私の方で言ひべきことではありませんが、どうぞしかるべきお話し合ひを願ひたいと思ひます。

○聴講委員 一月何日かに二回ばかりやられたという話であります。いづれにしても実情は鉱山労働者の大部分はこれを知らませんし、またこういう法案を最後に政府の方でつくつてからは、まだほんとうに鉱山労働者が知らされておらない。これはどうしてもそういうことをやる必要があると思ひますが、大臣の答弁の通りこれは委員会できめることでありますから、この点は一つ委員長に私の方からこの委員会を公聴会を開くように申し入れたらと思ひます。その点はあとで皆さんにお

諸りを願いたいと思います。

その次にお伺いしたいのですが、これは先ほど今澄君からも違つた角度から質問がありましたけれども、これは石炭の増産計画と非常に重大な関係がある問題だと思います。たとえば戦争後におきまして、昭和二十一年から二十二年、二十三年となるにつれて、その間救國増産運動が行われた。昨年度は三千六百万トンの増産運動が行われた。この中で実際の統計が示しておるところによれば、非常に災害の度数はふえております。これによつて受けておる労働者の被害というものは非常に莫大といわれておるのであります。これは逐年激増の傾向をはつきり示しておるわけであります。これは労働者の労働強化やいろ／＼な犠牲において行われておる面が、はつきり出ておるのであります。そういたしますと、本年四千二百万トン増産の計画とこの保安法との関係は、まつたくうらはらの一体の関係になつて、今までの傾向をたどるとしますならば、当然昨年の三千六百万トンに比べて四千二百万トンの増産計画が強化されれば、災害はおそらく非常にふえる。これまた大きな爆発やその他いろ／＼な問題がふえるであろうということが、十分に予知されるのであります。しかるにこの委員会におきまして、大分前に委員会に政府から上程される法案の予定としまして、鉱山の企業の合理化法案というものが出ておりました。これにつきましては新聞紙上においても一部内容が報道されておりました。われわれはそれをただ知つておるだけでありませんが、これによりますと、鉱山の労働者に対して労働基準法の保護

を全面的にはずしてしまふ。しかも労働時間を延長する。その他こういう労働強化に関する内容が相当入つておると報道されております。こういうことになりますれば事はきわめて重大になつて来るのであります。一体あの鉱山企業の合理化法案はその後どうなつたのか。傳へ聞くところによると、政府においてもこれを法律によつてやるか、行政措置によつてやるかというよりな考えがあることを當時聞いておりましたが、一体どういうふうになつておるか。その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○山本(高)政府委員 お答えいたします。ただいまの問題は連合國司令部から發せられました石炭産業の安定に関する措置の指令のことを、お尋ねだと思ひのであります、あれはいろ／＼なことを要望せられまして、要するに石炭業の合理化によつて、特に四千万万トンの増産を確保するようにというのがある趣旨であります、これに對する法令的の準備が關係部局で行われましたことは、これは事実でございます。またその一部が新聞等に記事としてあつたことも確かにございますが、現在はいはそこにて要求せられております措置は一應はすべて行政措置で進める、どうしても行政措置でやるという場合に初めて立法措置を講ずることでございます。その方針で石炭廳が中心となつて今実施中でありまして、

○藤澤委員 その点重ねてお尋ねしますが、それでは今のところは法案を出すという手はずにはなつていないわけですね。行政措置でやられるということとありますが、それならば一体いずれの手段をとるにいたしましたも、政

府の方で一定の方針をもつてこれをや
つておられる。新聞で今ちよつと引用
したようなことを報道せられておりま
すことは、保安の問題と重大な関係が
ありますから、これの具体的な内容を
詳細に説明していただきたい。

○山本(高)政府委員 お答えいたします。先ほどの御質問及びただいまの御質問で、労働強化に関する問題については立法措置によらずして、行政措置によるといふようにお聞き取りになつ

たかと思つたのでありますが、いわゆる労働強化というふうな問題は、あの指令に対する立法措置として考えたこともございませう、従いまして行政措置でやるという場合にも、ただいまおつ

ということは考えておりません。あれでやろうとしておりますことは坑外、坑内夫の率を合理化する問題であります。

て、この次の会に続行してもいいと思います。

○神田委員長代理　すでに提案理由も聞いておりますから、できるだけひとつ——なか／＼大臣を引張つて來るといつても大臣は他の方もありますし、やつかいでありますから……

○**藤澤委員** これは非常に重要な問題をたくさん含んでおりますから、大臣に念を入れてお聞きしたいと思ひます。

も承知しておりますから、あなたに審議の協力をひとつお願いしようと思っております。

○聴濤委員　今の問題でも單純な労働法化を考へてはいないと言われており

ますが、第一たとえば炭鉱関係では拘束八時間になつてゐるのが、これは時間外の手当に關連して……

○神田委員長代理　ひとつどうでしよ

うか。鉱山保安法の議題に沿うように

行きたいと思いますが——あなたの御意見は他の機会があるうと思ひますから……

○聴議委員 この四千二百万トンの増産計画、それから今まで行われて來た

よるな方式でやられようとしておるとすれば、これは災害をかえつて激増させる結果になる問題があると思う。これと保安法の問題は、非常にうらはらの重大な関係があるから私は質問して

ものを嚴重にやろうとしているわけです。これはただちにこのことだけでも労働強化になるわけです。さらに労働基準法から全面的にはずしてしまふというような問題になれば、重要な問題を含んでいる。そういう方法でこの鉱山の四千二百万トンの増産が強制されるとすれば、災害がまたふえるばかりである。だから私はこの内容をはつきりとここで十分に明らかにしてもらわないと、實際この保安法の審議をすることもできない。そこでこの問題は特に

重要視しているわけです。

○山本(高)政府委員　お答えをいたします。ただいま労働基準法との関係で、全面的にその法規をはずすというようなお言葉に聞えたのであります。

が、安全と衛生だけがこの法規にとつてかわるわけでありまして、ほかの規定は当然基準法の適用があるわけであります。

はこれの内容をほんとうに具体的に知らないから、そういう重大なことが一部の新聞にも報道されているくらいだから、すでに政府は行政組織でやつて

が、四十八時間の問題もこれは何と申しますか、合理化という見地から取上げては、合理的であり、別に別に労働を強化するといふふうな考え方から、問題を取扱つてゐるわけではないのです。

○田口(農)政府委員 今の石炭の生産計画に關連しての御質問のようでありまゝです。私はこの三月十日に出ました司令部からの「石炭工業に關する安定の措置」の中、に言われておられます四十八時間の問題によつて、昨年度までに比べて本年度こそ実に労働時間は拘束八時間以内といふことになつたと記憶しております。といふことは従来九時間あるいは十時間も働いておつた炭鉱も、今度の措置によりまして拘束八時間になり、一週間四十八時間以上を働かせないやうにする。天災その他やむを得ぬ事情の場合のみを除いてそれ以上働かせないかぬ。それに従つて賃金は時間外の賃金を拂つてはいか

ぬといふことにしておりますから、時間の問題につきましては、本年度からはむしろ時間の短縮になるといふふうに考えております。

○藤澤委員 それでは大臣にお伺いしたいのですが、過去の終戦後の実情を調べてみても、鉱山の災害、それによる労働者の身体、生命の危険といふものは、私の持つておる調べによりまして、毎年々々非常に増加してゐておられます。これは何と私だけの資料ではなくして、政府の出しておる鉱山保安部の資料によりまして、大体災害の回数といふものは、終戦後の昭和二十一年には五万回、二十二年には九万三千回、二十三年には十萬回といふ見込みだ、こゝういふ数字が出ておられます。またこれに伴う死亡といふことも、非常に増加してゐる。特に炭鉱の労働組合関係の調査によりまして、この点はさらに倍々増してゐる。大体この増産計画が進行されるとともに災害はふえて來ておる。たとえば百万トン当りの出炭についての災害の比率なんかといふものも、非常に増加してゐる。こゝういふことから見まして、今の鉱山保安の問題といふのは、設備やいろいろな施設やなんかの改善の伴わないところの、實際上労働者の犠牲において行かれておるといふところに、非常に問題がある。私は考へております。このことを度外視しては、鉱山保安の問題をほんとうに解決することは、とうていできない問題だと思ひますが、その点は一体どういふやうな方法でもつて、この重大な保安上の問題を解決せよといふ方向で、これ

を解決せよといふ方向で、この保安法の内容について具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○酒垣國務大臣 どうも御質問の趣旨が、私にはつきりなみだめないのでありますが、今の災害が年々ふえておるといふ点は事実であります。それであり、その点に、実はこの鉱山保安法の御審議を至急にひとつお願い申し上げたい、かゝうに申し上げておるわけであり、この鉱山保安法の御審議を願うと同時に、先ほども今澄さんの御質問に対してお答え申し上げたと思ひますが、その保安につきましては、これは人の面と物の面と両方について、この保安法を至急お通しを願つて、できるだけ保安の実を上げて行くようにしたいと思ふのであります。その実を上げるための物的施設につきましては、先ほど今澄さんにお答え申し上げましたように、これに対する資金その他の面についても、十分考慮いたさなければならぬと存するのであります。

○藤澤委員 それは先ほど言われたこととありますけれども、私がこゝでさういふことをお聞きするのは、この鉱山には戦後他産業に比して例の價格の補給金にしましても、あるいは復金の融資にしましても、優先的に第一等の順位が與へられておる。その額は相当莫大なものの上つておる。こゝういふものがほんとうに施設の改善に使われておつたならば、さういふ中で施設の改善をやりながら、増産が進められて行つたといふことになれば、こゝういふ恐い災害をこんなまでに減らすし、おそろしく済んだらうと思ふのです。しかしながらさういふ面

が出ていないことが、労働者の災害の率の非常な増加となつて實際上現れてゐる。これをどうするかといふことが問題になれば、労働者の災害は實際職場において、労働者自身が監督して行くことにならなければならぬと思ふ。こゝういふ労働者の管理権といふものが確保されてゐるかどうか。こゝういふものがなければ、保安法といふものはいままでの現行法のむしろ返すにすぎない。それによれば大体官僚と炭鉱の経営者とがやはり一丸となつて、この保安の監督、命令すべての権限を持つておる。労働者は何もこれに参加しない。實際の鉱山の現状といふものは、そんなもので解決できないのです。しかも一方この施設やその他の問題について、今澄君の質問に対して今検討中であると言われたが、事實は何も成案が出ていないことは明らかになつておる。こゝういふことは、いろいろな面から實際にいくら法律をつくつてみたところで、現実に現れておるおそれ、災害は救済されない。その災害をどういふやうに処置するか。私はその点を率直に聞いてゐる。これについてはいつかりした返答を伺いたいと思ひます。

労働者の實際の現場における状態は、今も言つておるやうに、労働時間は十時間の受持ちがいろいろの労働強化の面で現れてゐる。その中で災害がどん／＼起つておる。特にこれは商工省の鉱山保安部をつくつたあの中につつきり書いてありますが、最近では鉱山の特有の災害よりも、むしろそれ以外の災害がふえておる。たとえば機械、工具による災害なんかふえておる。これが非常に増加して出ておるの

は、はつきりと設備の不完全によるのだといふことが書いてある。それから運搬中に起るいろいろな災害もまた非常にふえておる。こゝういふことも書いてある。こゝういふやうな状態がどん／＼起つて來て、ほんとうに保安を確保し得るやうな設備や何かの改善をどういふやうにやるのか。それもはつきりしない。しかもこの鉱山の今まで起つた災害に対して、官僚や経営者側が一体いかなる責任をとつて來ましたか。今でもどん／＼災害は起つておる。この災害に対して何も責任をとらない人が監督権を持つてゐる。労働者は何もこれに参加しない。こゝういふ状態で、一体どこを押したら保安法によつて災害の防止、労働者の身体生命の保護ができて行くのであるか。これこそが問題なので、その点を私は具体的に聞いてゐるわけであり、

○酒垣國務大臣 具体的にといふお話であります。具体的な方法についてお聞きになつてゐるのかどうか、私ははつきりわかりませんが、各鉱山、山によつて、保安の処置はたゞいとお仰せのやうに、あるいは機械による設備の不完全によるものもありましようし、あるいは管理人によるいろいろの場合もあると思ひます。それは各鉱山、山によつてそれ／＼の保安の方法を考へるということが最も適切であり、また至当なことであると思ふのであります。それについていゝゆる保安委員会なるものが組織され、この保安委員会において十分労働者側の御意見も、ここに聞かされると私は思ふのであります。ただ責任は管理者がこれをとる。責任の所在がはつきりしないといふことは、どうしてもわれ／＼と

してはいけません。というよりも、実際おそく労働者としても責任の所在はつきりしてもらいたいのだらうと存するのではありません。そうして保安委員会においても十分に論議を聞かされて、どういう方法によつて保安を実施すべきかというところは、それ／＼の山の特質、坑内の状況によつて判断されてやつて行かれることだらうと、私は考えております。

○川上委員 関連して……。どうも御答弁は私には納得が行かない。今聞いておることは私もこれは聞きたいのでありまして、四千二百萬トン計画をするために、きよう問題になつておるようなメリット制を強化して行く。こういうことになりまして、これも午前から問題になつておりますが、実際炭鉱等では非常に困難な状態になつております。これは保安どころのさわぎではない。また行政措置として増産の強行をやる。法律にしようか、行政措置にしようかという事で問題になつているうちに、新聞で承つておりました。が、どちらになつても内容は同じことなんです。これは時間が少くなると言われまして、私はそれについて資料を出してもいい。きようは残念ながらその資料を持つて来ておりませんが、今度の会議には持つて来て、それについて意見を聞かして欲しいと思つてます。必ず労働強化になることは明らかなんです。決して労働負担が少くなるという事はありません。こういふことが一方において行われておる。資金の方はどうかということになると、四千二百萬トン計画でありながら、資金がどうなるのかまだわかつておらぬ。しかもこの資金はどこから出るかとい

え、全産業資金が見返り資金一千七百五十億圓、いつでもこれから出ておる。一千七百五十億圓を一体どう使うか。各省の提出したものは二千億圓あるいはそれ以上が出ておる。しかもこの一千七百五十億圓の中で、産業資金にまわるのが八百億圓から八百五十億圓であらうという事である。これは政府の方々も言うておられる。一体これはどうなるのか。金もろくにまわさぬで、産業家はどん／＼やつてくれと言ふ。こういふ中小炭鉱に非常に大きな打撃を與えるような方法を持つて来ておる。炭鉱保安法などという問題より、その前に一体どうして災害を防止するかという事をいつも考えていない。むちやくちやくに災害が出て来るような政策ばかりやつておる。この四千二百萬トンは政府がやつておるような形で行かれるならば、災害がふえることは明らかである。これを一番よく知つておるのは労働者だ。もしも政府にして誠意があるならば、労働組合の意見を聞いてもらふなさい。これは災害がふえるのであります。これは災害がふえるのであります。そういうことはよく知つておる。そういうことはよく知つておる。政府はおつしやつても、おそく腹の中ではわかつておるだらうと思ふ。それがわからぬはずはないと思ふ。この情勢を知つておれば、この四千二百萬トン計画というものはいかに災害を來すかといふことは、われ／＼しろりとでも知つておるから、政府はもつと御承知のはずだと思ふ。ここに大きな問題がある。どん／＼災害が出るようなことをやつておいて、一方において炭鉱保安法をこしらへさえすれば災害がなくなるのだといふことは、どうも合点が行かない。これに対して商工大

臣から今御答弁がありました。われわれにはどうして合点が行かない。この災害をどうして防止するか、どう考へておるかといふことを聽講者は聞いておる。もう一つは今度の四千二百萬トン計画といふものは、災害をどん／＼ふやすことになる。われ／＼は思ふのだが、聽講者が言うたように労働者が参画もできないような炭鉱保安法をとられることは、話が合はぬではないか。政府の態度がはつきりしない。聽講者は聞いておる。その答弁を私が聞いておりました。どうも合点が行かない。政府の方でこの四千二百萬トン計画を、今お考えになつておるような形で御実行なされば、莫大な災害が出る。お思ひになりますか、なりませんか。この災害を防止するのは炭鉱保安法でとまるのではなくて、四千二百萬トン強行計画の中にこそ、莫大な災害があるのだといふことをお認めになるか、お認めになりますか。これが第二点。第三点においては、一方に莫大な災害が出て来るだらうといふことは、きわめて明らかなるにかかわらず、災害の防止はこれであるのだと言われております。しかも資金の裏づけが何にもない。そのように、これには労働階級が実際に被害を受けるまでは直接に参画する方法はない。実権は全部炭鉱が持つておるのです。これではんとうの災害の防止ができると思われませんか。この点が聽講者の質問された要点であり、私のお尋ねした要点である。これを明確にお答えが願ひたい。

○酒垣國務大臣 今の川上さんの御質問によりまして、四千二百萬トンを今のままでやれば災害がよけいふえる、こういうことであるやうであります。災害が續出したしますれば、四千二百萬トンは達成できないと私は存じております。従つて災害はあらかじめできるだけこれを防ぐ方法を講ずること、必要であると思ふのであります。災害の續出によつては、むろん四千二百萬トンは達成することはできないと存じます。従つてこれを予防する一つの方法といつたしまして、この炭鉱保安法案の御審議を願つておる、かように御了承願ひたいのであります。

○川上委員 商工大臣の答弁は実にまい。私感心した。(笑)感心はいたしました。問題はさうではない。私の言ふのは、四千二百萬トン計画、その中に莫大な災害がでなければ進まないほどの計画が入つておるのではない。これを政府はどうお考えになるか、これが第一点。この災害ができた増産はできない。四千二百萬トンはできないと思つておりますが、これは議論になりますから言いませんけれども、われ／＼の見解では四千二百萬トンはできないと思ふ。ところが政府はいやでもおろしやうとしておられる。先日も見込みがありましたかと言つたら見込みがあると言ふ。この見込みがあるという中には、労働強化なくしては實際の見込みがない。そうすれば個々の計画の中にすでに莫大な災害が出て来ることはわかつておる。これを防止する方法なくしては、炭鉱保安法のやり直しになるのではないかと、この見解を持つておる。われ／＼のこの見解に賛成、不賛成は別として、御理解くださるならば、これに適應する返答をすべきであつて、われ／＼の見解

と商工大臣の見解が一致するだらうと予想してゐるわけではない。こちらが何を言ふんとするかを御理解なさるならば、それに合うやうな返事ができるはずだ。ところがそれに対する答弁が非常にうまい。私はうまいやうな返答をしてもらいたいと思ふ。

○酒垣國務大臣 どうも川上さんといろいろお話し上げますと、川上さんとの間に意見の相違という問題になりそうであります。私川上さんの御意見に御同意申し上げるわけに参りません。

○小金委員 これは立法技術の問題になります。この法律案が國會に出されたのはつい最近であります。同時に今審議中の法律案の中に通商産業省設置法案といふものがあるのですが、これは現在でもなお商工省が所管することになつておるのであります。ところが、しかも法律の第三十二條のごときは、商工省に一部局として炭鉱保安局を置くことと書いてある。炭鉱保安局並びに地方支分部局に炭鉱保安監督部及び炭鉱保安監督部を置く、こういふことになつておりますが、通商産業省設置法案を出して、むしろあとから出て来たやうなこの法律にややこしい字句がある。この字句の整理は当然すべきやうないかと思ふのですが、この点どういふふうな措置されますか。

○山本(高)政府委員 お答えいたしました。ごもつともな御質問でございます。で、両方の法律がよりどりまいぐあいに進行しておりましたならば、もう少し手際よく條文の整理ができたのであります。その点予想通りの進行をいたしましたために、こういふやつて出たのでございますが、最終の整

理といはしましては、通商産業省設置法の施行に伴う整理の法律のようなものをただいま提出しております。その中で全部直すことになっております。

○小金委員 この法律案のねらうところは、おそろく一般公衆への安全保障、すなわち土地の陥落とか鉱毒水の流れ出る問題とか、いろいろなものを取締る問題もありましょう。それからまた同時に資源を能率的に掘鑿して行くといふねらいもあるだろうと思ひます。ただいまいろいろ従業員のことに鉱山労働者の問題について御議論があつたようですが、私はこの法律案で鉱山保安の技術者とか、係員とかいう者の教育とか研修とかいうものについては、いろいろ施設がありま

すが、直接鉱山労働者自体の教育をよほどしない、従来何十年にわたる災害の実績等からみましても、これは直接鉱山労働者を教育することが一番いい。これに対してどういふ措置をとるつもりですか。ただ技術者、係員だけを教育訓練するだけではだめなので、技術的にそういうことを習得させると同時に、労働者の災害に対してどういふことをやるのか、またどういふ方法でやるのか、説明を願ひたいと思ひます。

○會根説明員 一應第六條に保安教育として規定してございますが、これを受けて、お手元にございます石炭鉱山保安規則案の第一章總則の第四節、十七ページの「危険業務に関する保安教育」という事項に、大体のわれわれの考えを盛込んでございます。特殊な危険業務に対しては、それ〴〵必要な規定に基づく保安教育を受けてからでなければ就業させない。それからま

た一般坑内作業につきましても一定期間を経たあとでなければ、單獨に就業させないといふようなことで規定をいたしてあります。さらにそれ以上のごまかい規定は、各山元に設ける保安規定についての織込みなり、あるいは別に就業規則の方で規定するなり、山元について規定してもらふといふふうにいたしたいと思つております。

○小金委員 これは第六條の鉱山労働者にその作業を行う必要な保安に関する教育を施さなければならぬという規定とにらみ合せて、第五十六條の第一項第一号に罰則をもつてこれに臨んでおりますが、これは小さい鉱山なんかでもなか〴〵実行ができません。そこでいろいろ災害も起るのであります。こまかい点は省令その他で實際監督行政上やらせるということでありま

すから、それに一應信頼しておきますが、ただ罰則でいろいろ規定して見ましても、今までの鉱業警察規則の実態から見ましても、実行できない。これはどうしても従業員全般に認識をもたさなければならぬことが大事なんです。そこでそういう方面の施設なり、あるいは相当金を使わなければならぬと思ひますが、まずそういう問題はさ

当りだろうと思ひます。この問題については商工省としてどういふ措置をとられるか。たとえば風洞を切らなければならぬという問題も起つて来る山があるだろうと思ひます。そういう基礎的なものはどういふ金でやらせるのか。あるいはまた修繕その他のいろいろの措置をしなければならぬものもあるうと思ひますが、これについての所見を述べていただきたいのであります。

○會根説明員 資金の問題につきましては、先ほども御意見が出ましたが、大臣が申し上げた通り、まだ数字的に確定した段階には至つておりません。設備資金で計上し得るものにつきましても、やはり昭和二十四年度の設備資金の確定まではその中にできるだけの優先的に繰り込んで、この法案の施行の裏づけをするようにいたしたいといふふうに考へております。具体的に申しますと扇風機の増設、あるいは炭塵爆発等の防止のために、扇風機の使用量を相当ふやさなければならぬと思ひます。また岩粉製造設備の設備資金を優先的に確保するようにいたしたいと思ひます。それから風洞の改修等の問題も山によつて相当あると思ひま

すが、坑道の開鑿の費用は、一應原則的に風洞の掘進に限らず、他の實際の掘進等の経費は、設備資金では見てもられないような原則になつておりますので、これは各山々で運轉資金の方からやりくりして、風洞の改修等の必要な資金は生み出していただくなければならぬと思つております。

○小金委員 この法律の第四章、すなわち五十五條以下に罰則が規定してあります。この法律はおそろく大部分が強行法規だろうと思ひます。この法律を犯す者、また忠実に実行しない者に罰則をもつて臨む、こういう建前になつておりました。これは警察法規である、あるいは労働保護法規であるといふ建前からやはり当然であります。ただいまのように根本的な保安施設を十分にしないでこの罰則を適用されたら、災害が起つてもしかたがないといふように、従業員が泣き入りしなければならぬといふことも困る。その点は技術者及び鉱山労働者の訓練、それから施設といふ〴〵相まつて、みんなが歩調をそろえて行かなければならぬ問題であるうと思ひます。この点について私は当局の万全の策とは言えなくても、できるだけの措置をとつてもらいたいのであります。その希望を私は強く述べまして私の質問を終ります。

○岩川委員 大分重複する意見もありまますから簡単にお尋ねを申し上げま

す。この法案は鉱業法の姉妹法ともいふべきものであります。一体の関係にある鉱業法もまたやはり改正せなければ衝突する、あるいは矛盾が起るといふ点が起ると思ひますが、鉱業法の改正につきましてもどういふ御意見でありますか。

○長谷川(輝)政府委員 鉱業法の改正につきましても、先般鉱業法改正審議会に諮問いたしましてその答申を得て、その点につきましても調節をいたしておりますので、できるだけ早く審議会にかけまして改正したいと思ひま

す。○岩川委員 今の御説明でよくわかりましたが、なるべく早く衝突が起きないようにやつてもらいたいと思ひま

す。その次にこの法案によりますと、両省との衝突がまた起きて来るようにできているようであります。これは現場においても非常に迷惑をこうむることがあるものであります。たとえばこれを見ましても、同じ坑外でも採掘場と選炭場と精練所とはすでに違つてゐる。それから坑内でも一方では保安法により、一方は労働法によるといふことで、現場においては非常に取扱いに困ると同時に迷惑をこうむる。こういう命令が二つ出るところは早く改正をされるか、どちらか一つにまとめられて、命令の二途に出ないことが大事ではないかと考えますが、この点に關してお伺ひいたします。

○會根説明員 ただいまの御質問の点につきましても、立案当初からやはりできるだけそういう御懸念のないやうに

にいたして、労働省との事務折衝も十分にいたしまして、その結果両省間の所管の調整をはかり、一應案をまとめたものが今度の法案となつたわけ

でございます。従ひまして運用につきましてはなお一層緊密な連絡をとつて、同じ問題についてはいやくも命令が二つ出るようなことがないようにいたしたいと思ひます。

その次には労働者及び事業家のみが罰せられて、監督の側に当る者はいつてもその責めをまぬかれるようなことになつておりますが、実際現場の関係から行くと、指導監督しておる者こそ最も大事だと思ふ。これの処置を誤ると、従つて労働者が災害をこうむる。経営者も影響を受ける。こういうふうになると思ふが、この点何も制裁なくして、監督指導する者を置いてさしつかえないというのか、どういふふうにお考えになりますか。

○倉根説明員 ただいまの御質問の点は十分公務員法のそれらの規定によりまして、公務員として十分なる監督を受ける。忌避懈怠の行爲があれば、それらに処分を受けるということになりますので、その方で一應原案にもそれに該当するような條文を入れたこととございまして、それと同じ内容のことが十分にありまして、今度の法案のようにしたのであります。

○岩川委員 公務員法と保安法とはよく違ふのではないかと思ふ。公務員法は公務員法で当然あるでしょうが、保安法は保安法だけでやはり公訴処分なり、あるいは行政処分なりを受けられるようにしておきませんと、ただ被監督者だけが処罰されるようなことになつては、片手落ちのきらいが十分あると思ふ。その点にやはりめんどうが起きて来るが、公務員法との関係はどういふふうになつておりますか。

○山本(高)政府委員 お答えいたします。この鉱山保安法にも監督官があり、監督の職務を行つておるわけであり、統理の関係でいろいろな行政

政法の中には監督官、あるいは監督官という名前についてはありませんけれども、監督官の職務を行つておる者がたくさんあるわけではございますが、これらはいずれも公務員という点については同一の資格を持つておられますので、これを一括して取締るという考え方でやつておるのが実情であります。

○岩川委員 その際公務員法だけで保安行政が行われるということになります。安法の見え方と、つまりこの保安法の責任者、指導者、つまり監督官の処置を間違へば、結局保安が完全に行われぬ。もしこの制裁がなければ、常に最大の注意を怠るということになるのではないかと思ふ。指導監督に当る人はその点が非常に大事だと思ふ。よく現場などでは自分たちだけ罰せられて、監督者は知らぬ顔をしてゐる。また罰せられぬとぬというところになるので、常に問題になつてゐます。やはりこの法律だけを離してみようと、公務員法によらずに、この法案だけで行けるような処置が必要ではないか。先から申し上げるように片手落ちのきらいがある。片手落ちのきらいがあつては、保安の目的を達成したり、仕事をしたりすることができない。支障があるように考えられます。

○山本(高)政府委員 先ほど御説明を申し上げましたように、もし監督官たるものの行爲に不当あるいは不正、不注意等の行爲がございすれば、これはそれらに相当の制裁があるわけではございまして、管理者の方だけが罰せられて片一方だけが制裁を受けないといふことはないのであります。また申し添えておきますが、そういう法案がほかの法規にあるということだけでは、

十分に効果を期待できませんので、積極的に監督官の職務の準則なり指針なりにつきます。こまかい訓令なり指示なりして出します。それから十分教育した上で職につかせることになつておきます。こういう積極的な措置を講ずるつもりであります。

○岩川委員 この法律は罰則が目的ではなくて、保安が目的なのです。これはそれがやつても当然である。あやまちはしかたがないとしても、ただ細心の注意を拂う意味において、やはり法にそういうことをうたつておる。これだけを見ると、業者及び労働者だけが制裁を受けて、監督者はその責めをまぬかれておるといふようなきらいが深いようにも思ふ。これはそういうふうではなく、あやまちは起した者は全部が制裁を受ける。よつてあやまちは起さなければいけないと思ふ。この点について十分今後注意を願ひたいと思ふ。一方的ではない。全部が同じ責任と罪を負わなくてはならぬ。そして協力してあやまちはなくする、あるいは少くするという方面に持つて行つて、初めて保安の目的が達せられるように考えます。

○神田委員長代理 ほかに質疑はございせんか。—それではお諮りいたします。先刻藤澤君より発議のありました本案についての公聴会開催の件についてでございますが、十六日に終る予定に相なつておりますし、また公聴会を開くことはいろいろの手続がございしますから、ちよつと間に合いかねると思ひますので、これは万やむを得ないように考えます。ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○神田委員長代理 速記を始めてください。それではただいまの件は理事会で御相談することになります。

○神田委員長代理 なおこの際午前中の会議において御報告いたしておきました、連合審査会開催の件についてお諮りいたします。本委員会において審査中の鉱山保安法につきましては、労働委員会より連合審査会開催の申出があり、なお大蔵委員会より本委員会において審査中の中小企業等協同組合法案、及び中小企業等協同組合法施行法案、並びに大蔵委員会において審査中の協同組合による金融事業に関する法律案、及び保険組合に関する法律案、以上四法律案について連合審査会開催の申出があります。つきましては、労働、大蔵両委員会の申出の通り、それぞれ連合審査会を開くに御異議はありせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。それでは労働委員会とは鉱山保安法について、大蔵委員会とは中小企業等協同組合法案、中小企業等協同組合法施行法案、協同組合による金融事業に関する法律案、及び保険組合に関する法律案について、それぞれ連合審査会を開くに決しました。なお両連合審査会の開催の日は労働、大蔵両委員長と協議の上に公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十六分散会